

# 第 1 編 一般災害対策編



—目次—

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 基本理念	2
第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第5節 かほく市の基本条件と災害	7

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及	13
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	16
第3節 自主防災組織の育成	19
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	21
第5節 防災訓練の充実	23
第6節 防災体制の整備	26
第7節 通信施設災害予防	29
第8節 水害予防	31
第9節 風害予防	36
第10節 積雪害の予防	37
第11節 消防力の充実、強化	38
第12節 避難体制の整備	44
第13節 要配慮者の安全確保	48
第14節 緊急輸送体制の整備	51
第15節 医療体制の整備	53
第16節 健康管理活動体制の整備	56
第17節 こころのケア体制の整備	57
第18節 食料及び生活必需品の確保対策	58
第19節 農林水産災害予防	60
第20節 干ばつ害対策	63
第21節 建築物等災害予防	64
第22節 公共施設災害予防	66
第23節 地盤災害予防	70
第24節 防災機材等の整備点検	73

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動体制の確立	73
第2節 事前措置及び応急措置	89
第3節 気象予報及び警報等の伝達	91
第4節 災害情報の収集・伝達	105
第5節 通信手段の確保	108
第6節 県消防防災ヘリコプターの活用	111

第7節	災害広報	113
第8節	消防活動	115
第9節	自衛隊の災害派遣要請	117
第10節	避難誘導等	122
第11節	要配慮者の安全確保	129
第12節	災害医療及び救急医療	132
第13節	健康管理活動	138
第14節	救助・救急活動	140
第15節	水防活動	141
第16節	災害救助法の適用	145
第17節	交通確保対策	147
第18節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	151
第19節	ライフライン施設の応急対策	153
第20節	公共土木施設等の応急対策	155
第21節	給水活動	157
第22節	食料の供給	159
第23節	生活必需品の供給	161
第24節	障害物の除去	163
第25節	輸送手段の確保	165
第26節	こころのケア活動	166
第27節	防疫、保健衛生活動	167
第28節	ボランティア活動の支援	168
第29節	し尿、生活ごみ、がれき等の処理	170
第30節	住宅の応急対策	174
第31節	文教対策	177
第32節	農林水産物災害応急対策	181
第33節	除雪計画	183
第4章 復旧・復興計画		
第1節	公共施設災害の復旧	189
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	191
第3節	被災者への融資、支給	193
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	195
第5節	災害義援金及び義援物資の配分	201
第6節	復興計画	202
第5章 複合災害対策		
第1節	基本方針	203
第2節	災害予防対策	203
第3節	災害応急対策	203
第4節	災害復旧対策	204

# 第1章 総則



# 第1章 総則

節	細節	ページ
第1節 目的		1
第2節 計画の構成	1 市及び防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1
	2 災害予防計画	1
	3 災害応急対策計画	1
	4 復旧・復興計画	1
	5 複合災害対策	1
第3節 基本理念		2
第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1 市	3
	2 消防	3
	3 県	3
	4 指定地方行政機関	4
	5 自衛隊	4
	6 指定公共機関及び指定地方公共機関	5
	7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	5
第5節 かほく市の基本条件と災害	1 市の位置	6
	2 自然条件	6
	3 社会条件	7
	4 本市における主な災害	9



## 第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮などの一般災害から、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

## 第2節 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、次の通り予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を定める。

### 1 市及び防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関などの責務と、処理すべき事務又は業務を定める

### 2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するための措置について基本的な計画を定める。

### 3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置について基本的な計画を定める。

### 4 復旧・復興計画

災害復旧の実施について基本的な計画を定める。

### 5 複合災害対策

同時又は連続して2以上の災害が発生した場合における、予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

### 第3節 基本理念

この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

市及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本市をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、事業者及び市民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

## 第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

かほく市並びに石川県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務は以下のとおりである。

### 1 市

処理すべき事務又は業務の大綱	
○当該市域に係る災害の予防及び災害応急対策の実施に関すること。	
○市の管理に属する施設の災害復旧に関すること。	
○市民等に対する防災対策の指導に関すること。	

### 2 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
かほく市消防本部	○災害に対する予防、防ぎよと拡大防止対策。 ○消防機材の装備充実と訓練の実施。 ○災害時における人命救助対策。 ○災害時における危険物の災害防止対策。

### 3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
石川県	○県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ○災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ○県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
津幡警察署	○災害時における市民の生命、身体及び財産の保護。 ○災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制。

#### 4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿中国森林管理局 (石川県森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林治水による災害予防に関すること。</li> <li>○保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>○災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</li> </ul>
北陸農政局 (農林水産省生産局) (災害用米穀)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。</li> </ul>
東京管区気象台 (金沢地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。</li> <li>○気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</li> <li>○気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</li> <li>○気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</li> <li>○市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</li> <li>○災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</li> <li>○都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</li> </ul>
国土地理院 (北陸地方測量部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。</li> <li>○災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。</li> <li>○災害時等における地理情報システムの活用に関すること。</li> <li>○災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。</li> </ul>
第九管区海上保安本部 (金沢海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上における災害予防に関すること。</li> <li>○海上における災害応急対策に関すること。</li> <li>○避難者、物資の輸送等救援活動に関すること。</li> </ul>
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般国道指定区間の維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>○市内主要河川における水位等の情報提供に関すること。</li> <li>○土砂災害緊急情報の発表等に関すること。</li> <li>○緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施(災害緊急対応事業の実施)</li> </ul>
北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。</li> </ul>

## 5 自衛隊

処理すべき事務又は業務の大綱

- 災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること。
- 災害時における応急復旧活動に関すること。

## 6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社(北陸支社) (高松・二ツ屋・木津・外日角・ 宇野気の各郵便局)	○災害時における郵便業務の確保に関すること。 ○災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
西日本旅客鉄道㈱ (金沢支社)	○鉄道施設の防災に関すること。 ○災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
西日本電信電話㈱(金沢支店) KDDI株式会社(北陸総支社) 株式会社NTTドコモ(北陸支社) ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	○公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ○災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
日本赤十字社 (石川県支部)	○災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること。 ○義援金品の募集及び配分に関すること。 ○日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 ○輸血用血液の確保・供給に関すること。 ○救護所の開設に関すること。
日本放送協会(金沢放送局)及び県内民間放送機関	○気象予報及び警報等の放送に関すること。 ○災害時における広報活動に関すること。
北陸電力㈱(石川支店)	○施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ○災害時における電力供給の確保に関すること。

## 7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
河北台土地改良区 河北潟沿岸土地改良区 河北潟干拓土地改良区	○水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。
石川かほく農業協同組合 金沢森林組合かほく支所 大海川漁業協同組合 石川県漁業協同組合南浦支所 石川県漁業協同組合押水支所	○共同利用施設の災害応急対応及び復旧に関すること。 ○被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること。 ○生産資材等の確保又はそのあっせんに関すること。 ○災害応急対策に要する車両、船舶等の調整に関すること。
かほく市商工会	○災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 ○救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
一般病院等の経営者	○災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ○災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
建設業者、管工事業者 及び舗装業者	○災害時における応急工事に関すること。
一般運輸事業者	○災害時における緊急輸送に関すること。
金融機関	○被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
危険物関係施設の管理者	○災害時における危険物の保安措置に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	○それぞれの職務に対する防災管理、応急対策及び災害復旧。

## 第5節 かほく市の基本条件と災害

### 1 市の位置

本市は石川県のほぼ中央部、能登半島の付け根に位置し、東に遥か宝達山を仰ぎ、西は日本海に面している。北は宝達志水町、東は津幡町、南は内灘町にそれぞれ接している。

また、県都金沢市を中心とする石川中央広域圏に属し、金沢市とは約20～25kmの距離で通勤圏内にあり、産業、経済、流通など市民の生活圏の広域化が進展している。

### 2 自然条件

#### (1) 地形・地質

本市は西側に日本海を望み、東側に向かって標高が高くなる地形となっている。水系は、宝達山系から市北部を日本海へ流れる大海川、市東部の山間地から水を集めて市中央部を河北潟へと南流する宇ノ気川水系とに分かれる。

山地は、市の北東方にそびえる637m（能登半島最高峰）の宝達山の山麓部からなる。主として市域の北東部一帯に分布し、宝達志水町及び津幡町との境界をなしている。

海岸部に南北に連なる砂丘地は、金沢から羽咋まで続く長大な砂丘の一部であり、海側では緩傾斜、山側に急傾斜をなしている。JR七尾線を境として西側（海側）が砂丘地となっており、のと里山海道や国道159号が貫通する。市内人口の多くがここに集中しているほか、幹線道路に沿って商業施設なども多く立地している。また、この砂丘地で栽培される果樹は本市の特産でもある。

丘陵地や段丘地は小河川によってかなり開析され、山麓部では屈曲が多く、河川は複雑な流路になっている。段丘は大海川沿いでは野寺・八野・黒川・元女、宇ノ気川水系では若緑、余地、上田名、笠島などの地区にかけて分布し、海拔10～50mの平坦な地形をつくっている。

宇ノ気川の下流域から河北潟にかけては、標高5m程度の低平地となっている。かつての潟が河川から流入する土砂によって埋設されて形成されたものであり、主に水田として利用されている。また、市の北部、大海川の河口付近にも同様の低地が分布している。

このように本市では、海岸沿いの砂丘地に多くの人口と主要な交通路が集中している。

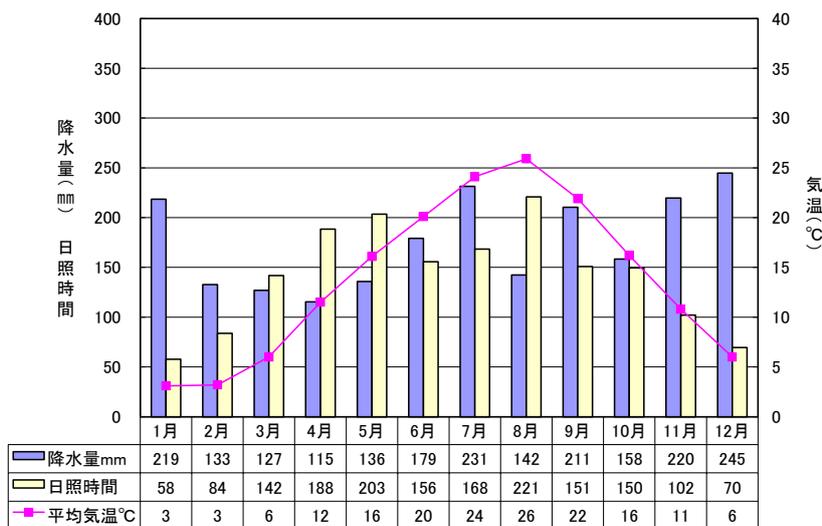
一方、東部の山間地では、屈曲の多い河川沿いの小規模な平地に集落が点在している。このため、地震、水害などの災害に対する的確な対応が必要となっている。

(2) 気候

1981年から2010年までの30年間の平均値を見ると、平均気温は13.8℃、総降水量は2,116mmであり、温暖な気候といえる。典型的な日本海側の気候を呈しており、冬季に多くの降水が見られることが特徴である。1月の日照時間はわずか58時間であり、最も多い8月の221時間の4分の1程度となっている。

降雪は比較的少なくなっているものの、近年は、短時間に多くの降雪に見舞われて、交通機関に大きな影響を及ぼすこともある。

かほく市の気候（1981年から2010年までの30年間の平均値）



(資料：気象庁)

3 社会条件

(1) 人口

平成27年の国勢調査の本市の人口は34,219人で、近年の推移を見ると、人口はほぼ横這いとなっており、人口の伸び悩みがみられる。一方、世帯数は増加を続けており、核家族化が進行していることがうかがえる。

また、全国的な傾向と同様に少子化と高齢化が進行している。総人口に占める65歳以上人口の割合は28.7%で、石川県の平均(27.9%)を若干上回っており、今後も高齢化率の上昇が予想される。高齢化率の上昇と、少子化による若年者比率の減少は、要配慮者の増加や、災害時の対応能力の低下などが懸念され、地域における防災能力の強化が必要となっている。

## (2) 交通

本市の主要な道路としては、国道 159 号とのと里山海道がある。いずれも本市を南北に貫通しており、能登地域と加賀地域を結ぶ重要な道路である。国道 159 号のうち、津幡町境から内日角までの区間については 4 車線の高規格道路として整備されており、のと里山海道白尾 I C に直結されている。

市の北東部、大海川に沿って津幡町から富山県小矢部市につながる国道 471 号は、本市から富山県への重要な道路である。

また、宇ノ気川左岸の丘陵地沿いには、主要地方道高松津幡線（河北縦断道路）が整備されている。宝達志水町免田の国道 159 号押水バイパスとの接続部から、本市を縦断して、国道 8 号津幡北バイパスに接続し、交通量が多く、砂丘地を通過する国道 159 号のバイパスとしての性格を持つ道路である。

鉄道については、J R 七尾線が南北に貫通しており、宇野気、横山、高松の各駅が設置されている。通勤・通学の重要な交通手段となっているほか、金沢から能登へ向かう観光路線としても重要な位置を占めている。

路線バスについては、内灘経由で金沢方面に北陸鉄道グループの路線バスが運行されているほか、市北部に市営バスが、市内全域にかほく市福祉巡回バスが運行されている。

## (3) 産業

平成 27 年の国勢調査における産業別人口構成を見ると、第一次産業 2.6%、第二次産業 37.1%、第三次産業 59.0%となっている。

農林業については、河北潟および周辺における農地において稲作のほか、畑作と畜産が営まれている。また、海岸部の砂丘地を中心に果樹等が栽培されており、本市の特産ともなっている。

製造業については、古くから営まれている繊維産業が現在も大きな位置を占めるほか、近年は電気機械、一般機械等の事業所が多く立地しており、製造品出荷額の多くを占めるに至っている。なお、これらの事業所の中には、多くの従業員を抱え、事業所内に消防や医療などの機能を有するところもあることから、災害時における企業との連携についても検討する必要がある。

第 3 次産業については、平成 17 年の国勢調査においてはじめてその割合が 50%を超えており、産業構造が変化していることがうかがえる。商業については、国道など主要な道路沿いに、自家用車利用を前提とした商業施設が立地しているほか、市外への購買力の流出も顕著になっている。一方で、中心市街地における商業機能にかげりが見られている。地域の商業機能は、災害時における物資の供給という面からも重要であり、緊急時における食料や日用品などの供給について協定を結ぶなど対応を検討していく必要がある。

## 4 本市における主な災害

本市の災害には、台風、大雨、火災、地震等があり、主なものは次のとおりである。

### 本市の主な災害

発生年月日	災害種類	被害概要
1799.6.29 (寛政11年)	金沢地震 (M6)	死者15、金沢城で石垣破損、城下で潰屋4,169、能美・石川・河北郡で損家1,003、潰家964
明治2年2月6日	大火 (サイクワン 焼)	高松の北端の通称「サイクワン」という家から発した火は東北風にあおられ、連日の好天気乾燥していたこともあってまたたく間に延焼して火は南へ延び、北出(北中町・上北町)はもとより、岸川町・桜井町の一部も焼けて一面の焼け野原となり、全村の約5分の2を焼失したといわれている。このため、毎年2月5日に宇高松の額神社で火祭(鎮火祭)が行われ、そのあと消防団の各種の行事が行われる。これに関連して高松の特色ある行事として、宇高松の全家庭へ高松区(自治文化協会)から赤飯が配られることになっている。
昭和2年1月19日 ～2月15日	大雪	降り続いた雪は、屋根から降ろした雪と重なり小屋根の高さを越し、2階から出入りする家もあった。建物の倒壊も多く、住民は毎日雪下ろしに疲れ果てた状況が続いた。25日間降雪し交通途絶。日用品に事かき、家屋の倒壊あり。
昭和4年3月19日	暴風	家屋の損壊あり。
昭和9年7月24日	豪雨	宇ノ気川の大増水
昭和15年1月21日 ～2月20日	大雪	金沢では除雪に軍隊が出動する状態。昭和2年の大雪に劣らぬ被害が出て学校は臨時休校。七尾線は10日ほど不通となり、乗客に炊き出しを行った。家屋倒壊あり。
昭和19年9月18日	暴風	家屋が倒壊し、稲架の倒壊多数
昭和20年9月18日	暴風	稲架の倒壊多数
昭和21年7月9日	豪雨	宇ノ気川、大海川堤防決壊、道路・鉄橋・産業施設等の流出、家屋浸水、田畑冠水など多数。気屋川においては山崩れ発生。二ッ屋地内大海川橋下流より堤防決壊によって川の流れが変わってしまい、二ッ屋地内の通称新開を曲流していた河川の部分が廢川となり、現在のような真つすぐな流れとなった。被害額1,400万円
昭和23年7月24日	豪雨	夜半から豪雨となり朝方から増水し、午前10時ごろ夏栗橋の流出、中沼橋上下左岸60mの決壊、瀬戸町頓堀堤100mの決壊と相続き被害田畑42町歩・浸水家屋16戸に及んだ。被害額6,300万円
昭和25年7月4日 ～8月20日	干ばつ	47日間降雨なく農作物の被害甚大
昭和25年9月3日	台風	ジェーン台風。死者1人、建物・農作物の被害甚大
昭和27年7月1日	豪雨	梅雨による大洪水が発生し被害をもたらした。夏栗地内120mの堤防決壊、二ッ屋地内鉄橋上流右岸80m、左岸50mの決壊、大海川橋下流右岸115mの決壊等の被害があり、加えて河合谷村・南大海村地内の大海川的全橋梁が流出した。被害額1億2,000万円
昭和28年9月13日	台風	台風12号。風速17mに及び学校は休校となる。
昭和29年9月26日	台風	台風15号。風速35mを記録し、稲架はほとんど倒壊し、屋根瓦が飛んだ。
昭和31年7月17日 ～7月18日	豪雨	降水量103mm
昭和31年8月17日	台風	台風9号。風速20mに及び早稲の8割が全面倒伏した。
昭和32年4月	冷害	稲作に悪影響あり
昭和32年8月24日	大雨	降水量50mm。早稲倒伏相次ぐ。

一般災害対策編 第1章 総則

発生年月日	災害種類	被害概要
昭和34年8月26日	台風	台風7号。降水量92mmで、宇ノ気川・気屋川決壊
昭和34年9月26日	台風	台風15号。風速20mに及び稲架の倒壊が相次ぐ。家屋の損害なし。
昭和36年1月1日	大雪	交通途絶により新年行事中止
昭和36年6月29日 ～7月4日	豪雨	台風6号とその後の梅雨前線の活発化により長期間にわたり大雨に見舞われた。金沢における期間中の降雨量の合計は過去最高の521mmに達した。住宅全半壊、浸水、道路流出、がけ崩れ、農地冠水など甚大な被害となった。
昭和36年9月16日	台風	第2室戸台風。公共建物3箇所。人的被害（軽傷）2人。住宅全壊3戸・半壊10戸。水田冠水100町。立木倒伏3,400石
昭和38年1月11日 ～2月28日	豪雪	「38豪雪」と称せられた。積雪量343cmという稀れにみる大雪となり、金沢から東京方面への鉄道は約20日不通となり、自衛隊が除雪に出動して復旧に努めた。建物の倒壊や葡萄畑に大きな被害を出した。
昭和38年6月4日	豪雨	総降水量263.7mmを記録し、がけ崩れ、住宅被害のほか道路、橋梁、農作物等に被害があった。
昭和49年9月7日 ～9月9日	豪雨	降水量404mm、時間雨量30mmに達する。道路決壊、橋流失、河川堤防決壊のほか、がけ崩れ多数。床上浸水、田植付冠水などの被害。
昭和50年8月6日 ～8月7日	豪雨	197mmの雨量を記録し、農業施設の被害あり
昭和55年7月～9月	冷夏・長雨	農作物の被害大。天災融資法を制定
昭和56年	低温	冷害
昭和57年7月	低温	冷害。平均気温を1.5度下回る
昭和58年9月28日	台風	台風10号による豪雨
昭和59年1月～3月	雪	3月中旬まで長期降雪
昭和60年7月～8月	炎天	52日炎天
平成3年9月27日	台風	台風19号。暴風により屋根瓦が飛散するなどの被害
平成5年2月7日	能登半島沖地震 (M6.6)	地震の概要：平成5年2月7日、22時27分ごろ能登半島沖でM6.6の地震があり輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高田、伏木でも震度4の中震を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況：負傷者29人、住家全壊1、住家半壊20、一部破損1、非住家14、道路被害142、水道断水2,355など。 被害総額約42億円
平成12年6月7日	石川県 西方沖地震 (M6.2)	地震の概要：平成12年6月7日、6時16分ごろ石川県西方沖でM5.8の地震があり、小松市で震度5弱の強震を記録したほか、輪島市、寺井町、美川町、内灘町、能都町などで震度4の中震を記録するなど、石川県を中心に地震を記録した。 被害状況：人的被害2人、住家被害3棟、非住家被害29棟（うち公共施設26棟）
平成13年1月14日 ～16日	大雪	里雪型の大雪。1月15日には宇ノ気で日降水量が70mm、最深積雪量は118cmに達するなど短時間に大量の降雪となった。気温も低く1月15日には最高気温が-3.0℃と真冬日になり、翌16日も真冬日となった。急な降雪により道路除雪が追いつかなかったことに加えて、道路凍結によるスリップ事故などが相次ぎ、国道8号、159号など主要道路は軒並み大渋滞となった。JR七尾線、北陸線も運休する列車が相次ぎ、能登有料道路を通行する特急バスなども多く運休した。また、雪の重みによる農業用ビニールハウスの倒壊も相次ぐなど大きな影響が出た。高松、七塚、宇ノ気の各町には災害・雪害対策本部が設置された。断続的な大雪により1月の降水量は287mmと平年の1.3倍を記録した。

**一般災害対策編 第1章 総則**

発生年月日	災害種類	被害概要
平成 14 年 7 月 13 日	豪雨	台風接近による梅雨前線の活動の活発化により、大雨が連続し、7月の降水量は 488 mmと平年の倍以上に達した。7月13日には午後から豪雨となり、午後3時頃から大谷川が増水し、8世帯で床下浸水、県道八野高松線などが150mにわたり冠水した。また、宇ノ気地区では土砂崩れにより納屋1棟が倒壊。河北潟も一時計画水位を超えた。JR七尾線も5時間にわたり運転を見合わせた。16時から17時の1時間雨量は観測史上最高の59mmに達し、1日の降水量も144mmと観測史上2位の大雨となった。
平成 19 年 3 月 25 日	能登半島地震 (M6.9)	地震の概要：平成19年3月25日、9時42分頃輪島市西南西沖40kmの日本海でM6.9の地震があり、輪島市、七尾市、穴水町で震度6強を記録したほか、北海道南部から中国地方や四国地方まで広範囲で揺れが感じられた。石川県で震度6を記録したのは、観測開始以来初めてである。 【かほく市内の被害状況】 人的被害：なし 住家被害：全壊3棟、半壊2棟、一部損壊18棟 非住家被害：11棟
平成 25 年 8 月 23 日	豪雨	日本海に前線が停滞し、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、北陸地方では大気の状態が非常に不安定となった。午前から降り始めた雨は、1日の降水量が219.5mmと観測史上最高に達し、12時から13時の1時間雨量も59.5mmと観測史上2位の大雨となった。この大雨により各地で道路が冠水し、30世帯で床下浸水、23箇所土砂崩れが発生した。また、人的被害としては、崩土を避けようとした車両運転手1名が軽傷となった。

(旧高松町、旧七塚町、旧宇ノ気町の各地域防災計画、気象庁資料等より作成)

## 第2章 災害予防計画



## 第2章 災害予防計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 防災知識の普及	1 職員に対する防災教育	防災環境対策課、学校教育課、消防署	13
	2 学校教育における防災教育		13
	3 市民に対する防災知識の普及		14
	4 防災相談及び意識調査		15
	5 災害教訓の伝承		15
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	1 市民のとるべき措置	防災環境対策課、消防署	16
	2 事業者等のとるべき措置		17
	3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進		18
第3節 自主防災組織の育成	1 地域住民等の自主防災組織	防災環境対策課	19
	2 事業所の自衛消防隊等		20
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	1 防災ボランティアの環境整備	健康福祉課	21
	2 防災ボランティアの受入体制等		21
	3 防災ボランティアの育成		22
第5節 防災訓練の充実	1 防災訓練の実施	全部局	23
	2 事業所等の防災訓練の充実		24
	3 市民・自主防災組織の防災訓練の充実		25
第6節 防災体制の整備	1 活動体制	全部局	26
第7節 通信施設災害予防	1 通信用施設設備の整備	情報推進課、防災環境対策課	29
第8節 水害予防	1 水防計画に基づく危険区域の監視	防災環境対策課、都市建設課、産業振興課、消防署	30
	2 農業用排水路、ため池等の点検		30
	3 水防資機材の点検配備		30
	4 水防作業人員の確保		30
	5 雨量及び水位情報の公表		30
	6 避難準備措置の確立		31
	7 地下空間の浸水対策		32
	8 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施		32

節	細節	担当課	ページ
第9節 風害予防	1 小型船舶の事前避難措置	防災環境対策課、都市建設課、産業振興課、消防署	34
	2 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置		34
	3 高波による被害の防除措置		34
第10節 積雪害の予防	1 主要除雪路線の確保	全部局	35
	2 適期の雪割りの実施		35
	3 主要食料等の確保		35
	4 ごみ、し尿処理対策		35
	5 なだれ事故の防止		35
第11節 消防力の充実、強化	1 出火防止、初期消火	全部局	36
	2 火災警報の発令		36
	3 所要地域の警戒措置等		37
	4 消防力の強化		38
	5 消防機械器具の点検整備と出動計画等		39
	6 教育訓練		40
	7 警戒警備体制の確保		40
	8 招集及び出動計画		40
	9 火災発生防止の徹底		41
	10 救助・救急体制の整備		41
第12節 避難体制の整備	1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定	健康福祉課、長寿介護課、防災環境対策課、学校教育課	42
	2 二次避難支援体制の整備		44
	3 交通規制		44
	4 避難誘導標識等の設置		44
	5 安全確保計画		45
	6 管理体制の明確化		45
	7 避難所運営マニュアルの作成		45
第13節 要配慮者の安全確保	1 在宅の要配慮者への配慮	健康福祉課、長寿介護課、防災環境対策課	46
	2 社会福祉施設等の整備		47
	3 外国人等に対する防災対策		48
第14節 緊急輸送体制の整備	1 緊急輸送道路ネットワークの整備	防災環境対策課、都市建設課	49
	2 緊急輸送体制		49
	3 臨時離着場の整備		49
	4 物流拠点施設の整備		50
	5 民間事業者等の活用		50

節	細節	担当課	ページ
第15節 医療体制の整備	1 医療救護体制の整備	健康福祉課	51
	2 情報連絡体制		52
	3 医薬品等の備蓄体制		53
第16節 健康管理活動体制の整備	1 平常時の健康管理対策	健康福祉課	54
	2 災害時の健康管理体制の整備		54
	3 情報連絡体制の整備		54
第17節 こころのケア体制の整備	1 こころのケア実施体制の整備	健康福祉課	55
	2 情報連絡体制の整備		55
第18節 食料及び生活必需品の確保対策	1 市、市民等の役割分担	総務課、財政課、会計課、防災環境対策課	56
	2 食料及び生活物資の確保		56
	3 物資の集積、配送地の整備		57
	4 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成		57
第19節 農林水産災害予防	1 農作物災害予防	産業振興課	58
	2 林業施設関係予防		59
	3 家畜災害予防		59
	4 水産施設災害予防		60
第20節 干ばつ害対策	1 生活用水の確保	産業振興課、上下水道課、消防署	61
	2 防火対策の強化		61
	3 農林水産被害の予防		61
第21節 建築物等災害予防	1 防災上重要な公共建築物の災害予防	全部局	62
	2 一般建築物の災害予防		62
	3 文化財災害予防		63
第22節 公共施設災害予防	1 道路施設整備対策	都市建設課、産業振興課、上下水道課	64
	2 海岸、河川の整備対策		64
	3 公園、緑地等の整備対策		65
	4 上水道、下水道の整備対策		65
	5 農地、農業用施設整備対策		67
	6 一般廃棄物処理施設整備対策		67

節	細節	担当課	ページ
第23節 地盤災害予防	1 地盤災害の危険区域の指定及び周知	都市建設課、産業振興課	68
	2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進		68
	3 警戒体制の確立		69
	4 避難体制の確立		69
	5 地盤災害防止施設の整備、促進		69
	6 住宅移転事業の促進		70
	7 宅地造成地災害予防		70
第24節 防災機材等の整備点検	1 救助用備蓄物資の整備点検	防災環境対策課	71
	2 その他資機材の整備点検		71

## 第1節 防災知識の普及

災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災の知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成を行う。

### 1 職員に対する防災教育

消防本部及び防災環境対策課は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

#### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現場調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

#### (2) 教育の内容

- ア 本計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関連法令の運用
- オ 災害危険区域、避難場所等の情報
- カ その他災害対策に必要な事項

### 2 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

(1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域住民との連携を図り、実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 災害危険区域、避難場所等の情報
- キ その他災害対策に必要な事項

### 3 市民に対する防災知識の普及

市は、防災意識の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、市民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

また、台風や集中豪雨、豪雪等の発生が多くなる季節等においては、広報誌による特集や広報車の巡回などにより集中的な情報発信を行い、市民の関心を高める。

#### (1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じての普及  
教育内容の中に防災関連の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。
- イ 広報媒体などによる普及
  - (ア) ラジオ、市ホームページ、メール、ケーブルテレビ等による普及
  - (イ) 新聞、雑誌による普及
  - (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
  - (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
  - (オ) 広報車の巡回による普及
  - (カ) 図画、作文等の募集による普及
  - (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
  - (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- ウ 社会教育施設の活用を通じた普及  
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

#### (2) 普及の内容

- ア 本計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 市民及び事業所のとるべき措置（別表参照）
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 自主防災組織の活動
- カ 災害危険区域、避難場所等の情報
- キ その他災害対策に必要な事項

#### 4 防災相談及び意識調査

市は、その所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応ずるとともに、防災意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

#### 5 災害教訓の伝承

(1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

## 第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

### 1 市民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。

平常時の心得	○日ごろから出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所に注意を行う。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、とめ金具、鎖の緩み、腐食を点検する。
	○消火用具を用意する。 ・消火器等を備え、日ごろから点検し、いつでも使用できる場所に設置する。
	○窓ガラス及び看板等は落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスやベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置を講ずる。
	○側溝や下水を掃除する。 ・日ごろから側溝や下水を掃除し、流れをよくしておく。
	○食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医療品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具など
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。

(2) 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	○まず、わが身の安全を確保する。 ○ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○あわてて外に飛び出さず、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○すばやく火の始末をする。 ○火が出たら隣近所で初期消火を行う。 ○浸水のおそれのあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○避難は歩いて、荷物は少なく。 ○山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力し合って応急救護をする。
--------	---

## 2 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災体制の確立を図る。</li> <li>○情報の収集伝達方法の確認しておく。</li> <li>○事業所の耐震化・耐浪化に努める。</li> <li>○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。</li> <li>○防火用品等の備蓄をしておく。</li> <li>○出火防止対策を講ずる。</li> <li>○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。</li> <li>○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。</li> <li>○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。</li> <li>○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。</li> <li>○取引先との供給網の確保等を図る。</li> <li>○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。</li> <li>○損害保険への加入など資金の確保を図ること。</li> <li>○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。</li> </ul>
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。</li> <li>○従業員、顧客及び周辺市民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。</li> <li>○責任者の不在時についても考慮する。</li> <li>○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。</li> <li>○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。</li> <li>○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。</li> <li>○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。</li> <li>○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。</li> </ul>
---------------	--

(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災 害 時 の 心 得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織及び自主防災組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</li> <li>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li> <li>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。</li> <li>○市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。ただし、不特定多数のものを収容する大規模商業施設は、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</li> <li>○火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。</li> <li>○不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。</li> <li>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li> <li>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li> <li>○建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。</li> </ul>
----------------------------	--

### 3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

### 第3節 自主防災組織の育成

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関連機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。市は、市民及び事業所等、自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や女性会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

#### 1 地域住民等の自主防災組織

##### (1) 組織の育成

市は、市民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災リーダー等の育成・強化、女性の参加促進を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

##### (2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、市は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集伝達体制の確立</li> <li>○防災知識の普及及び防災訓練の実施</li> <li>○火気使用設備器具の点検</li> <li>○防災資機材の備蓄及び管理</li> <li>○地域における避難行動要支援者の把握</li> <li>○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</li> </ul>
災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止、初期消火活動</li> <li>○地域内の被害状況の情報収集、市民に対する避難勧告及び指示の伝達</li> <li>○救出救護の実施及び協力</li> <li>○避難場所の開錠・開放の実施及び協力</li> <li>○集団避難の実施</li> <li>○避難所運営の実施及び協力</li> <li>○炊き出しや救助物資の配分に対する協力</li> <li>○避難行動要支援者の避難行動への支援</li> </ul>

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

## 2 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具にしても、貯蔵又は取り扱う危険物においても、質・量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数のものを収容する文化施設、大型店等にあつては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため市は、事業所に対し次の事項について、それぞれの事業所の実情に応じて広報並びに講習会等を通じて協力を依頼する。

- (1) 市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努めること。
- (2) 自ら防災施設や消火設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努めること。

## 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

災害による被害の拡大を防止するため、市、県及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応に合わせ、市民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、町会・区、民生・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

### 1 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務
- ウ 被災宅地の危険度判定業務
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- オ 通訳業務
- カ その他専門的な技術、知識を要する業務
- キ その他の業務

### 2 防災ボランティアの受入体制等

#### (1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び関係機関は、災害時において1の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

#### (2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

#### (3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、市は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

### 3 防災ボランティアの育成

- (1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会・区、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。
- (2) 市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO等に積極的に参加を呼びかける。
- (3) 市は、防災ボランティアの受入や派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート力の向上のための研修等を行う。
- (4) 市は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

## 第5節 防災訓練の充実

市は、防災関係機関と連携し、災害予防の万全を期するため、単独又は県主催の訓練に参加して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓を踏まえ、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特に自主防災組織や市民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるような機会を提供する。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

### 1 防災訓練の実施

市は、防災関係機関及び事業所等と連携し、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

#### (1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策について地図等を使用して実施する訓練で、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速、的確な処理

#### (2) 実施訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策について、これを実地に行う。

##### ア 水防訓練

- (ア) 実施の時期 洪水が予想される時期前
- (イ) 実施の場所 河川の水防注意箇所等洪水のおそれのある場所
- (ウ) 対象 水防関係機関
- (エ) 方法 関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

##### イ 消防訓練

かほく市消防本部消防署及び高松分署にあつては随時、各消防団にあつては年2回以上行うことになっており、実施の時期及び対象等については各消防機関において決定することとなっている。

なお、学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケット等多数の者が出入りし、勤務し、若しくは居住する防火対象物<資料編9-1参照>又は町会、区長会等において、消防用設備等を整備し、消火、通報、避難等の訓練を実施するときは、消防機関に指導及び協力を要請する。

ウ 避難救助訓練

水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

エ 非常招集訓練

災害発生を想定し、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

オ 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

カ その他の訓練

県並びに他の市町が行う訓練と併せ、各種応急対策に即応して訓練を実施する。

訓練種目	場所	参加対象
水防訓練	市内河川	消（水）防団員（県主催の水防訓練（6月）、市主催の防災訓練に消（水）防団員が参加）
消防訓練	本市全域	消防団員、かほく市消防本部
避難訓練	本市全域	従業員50人以上の事務所
通信訓練	本市全域	かほく市、関係各団体
非常招集訓練	本市全域	かほく市、消（水）防団員
災害救助訓練	本市全域	かほく市、消（水）防団、かほく市消防本部
総合防災訓練	本市全域	かほく市、消（水）防団、かほく市消防本部、市民、各学校、各自主防災組織、その他各関係団体

## 2 事業所等の防災訓練の充実

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害情報等の通信訓練
- (2) 災害応急対策従事者の動員訓練
- (3) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

### 3 市民・自主防災組織の防災訓練の充実

- (1) 大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため市は、市民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得しておくよう普及・啓発を図る。

- (2) 自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、市は訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施するとともに、市が実施する防災訓練への積極的な参加を促す。

## 第6節 防災体制の整備

災害時における応急復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

### 1 活動体制

#### (1) 災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

#### ア 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。〈動員配備体制は、本編第3章第1節「初動体制の確立」参照〉

- (ア) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救護活動に関する初動段階の活動要領などのマニュアルを作成する。
- (イ) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒態勢が確保できるよう、当直員等による24時間体制で対応する。

#### イ 災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。〈災害対策本部の設置方法は、本編第3章第1節「初動体制の確立」参照〉

- (ア) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、職員の参集、情報連絡系統、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (イ) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する。

(ウ) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

- a 動員配備・参集方法・登庁不能時の参集場所
- b 本部の設営方法
- c 各種通信機器等の操作方法等

ウ 防災拠点の整備

市は、災害時において応急対策活動の拠点となる防災拠点を整備する。防災拠点は、被災地域外から被災地域への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、交通上利便のよい所とする。

また、各拠点には、被災地域外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、避難者数を考慮した物資の集積面積を確保する。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

市は、避難勧告又は指示（緊急）及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

市は、災害情報の収集にあたっては平常時から町会・区ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

市は、避難所、町会・区ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(6) 受援計画の策定等

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

(7) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

## 第7節 通信施設災害予防

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

### 1 通信用施設設備の整備

#### (1) 市の整備

ア 市は、市民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

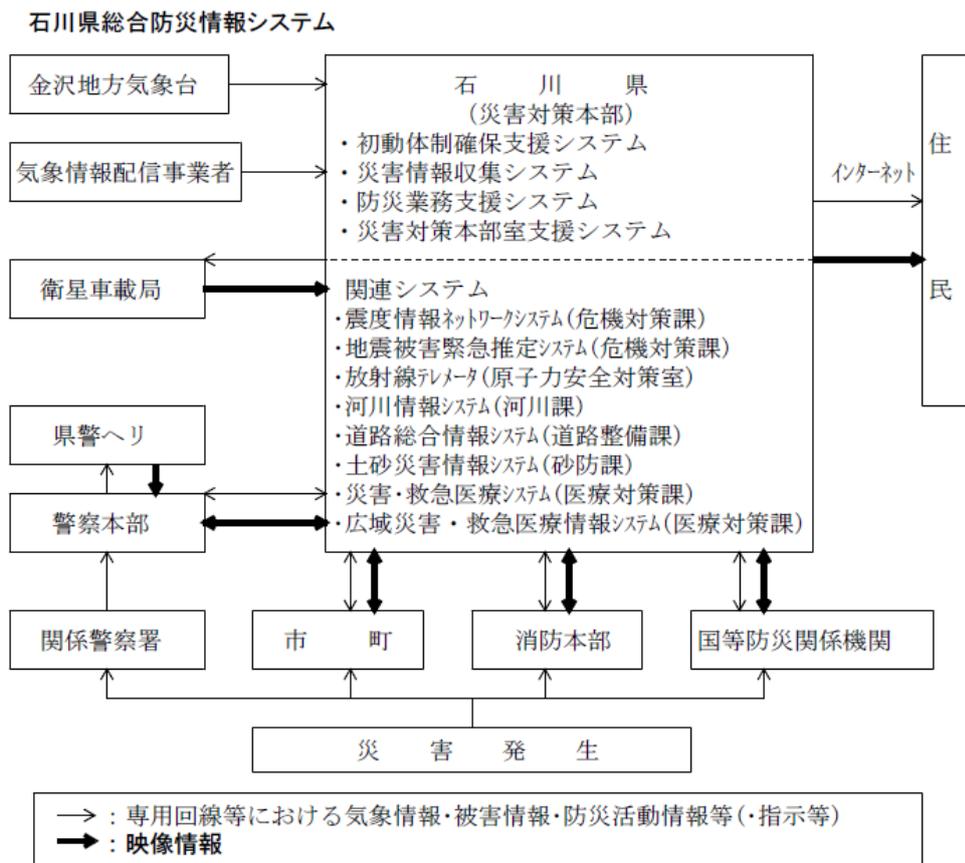
#### (2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

#### (3) 石川県総合防災情報システム

県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。



4) Lアラート（災害情報共有システム）

県、市及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

- ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。
- イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

(5) 応急用資機材の整備

市は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む））、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(6) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

## 第8節 水害予防

豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるため、本市は、石川県水防計画及び市水防計画並びにかほく市洪水ハザードマップ等に準じて次の警戒措置をとる。

さらに、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

### 1 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者（市長）は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるときは、危険区域の巡視を行い、状況に応じて監視のための消（水）防団員を配置する。この配置等については、消（水）防団の受持分担に準ずる。＜本市の河川の水防注意箇所は資料編 10-1 参照＞

また、水防管理者（市長）は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

### 2 農業用排水路、ため池等の点検

市又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。＜本市の防災重点ため池は資料編 10-6 参照＞

また、市は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

### 3 水防資機材の点検配備

水防管理者（市長）は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

また、使用後直ちに不足分を補充する。

### 4 水防作業人員の確保

水防管理者（市長）は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるときは、水防作業上必要な人員の確保に努める。

また、水防管理者（市長）は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

### 5 雨量及び水位情報の公表

水防管理者（市長）は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前であっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

## 6 避難準備措置の確立

### (1) 避難準備措置

市長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の市民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は、市長が行う避難勧告若しくは指示（緊急）又は「屋内安全確保」の指示の判断を支援するため、市長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

### (2) 洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等

国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定 of 情報を提供するよう努める。

市長は、洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

水防管理者（市長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

### (3) 本計画において定める事項

市は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が

あると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの

(4) 洪水ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、本計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、洪水予報河川、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努めるものとする。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 企業防災の促進

ア 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

## 7 地下空間の浸水対策

- (1) 市は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

## 8 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

- ア 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、市や県は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

## 第9節 風害予防

風害の予防は防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

### 1 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報によりあらかじめ危険が察知されるときには、遭難防止のため出港を見合わせる等、所要の措置を講ずる。

漁業協同組合は、出漁中の事故防止のため警報等発令時における出漁漁船の帰港等について、事前に組合員と申し合わせを行い、自主避難体制に基づき、無線電話による警告、標識による警告等所要の措置を講ずる。

海上保安部は、航行船舶に対して、周知可能な方法によって警告を行うほか、必要に応じて小型船舶の出漁海域に直接巡視船艇を派遣して避難勧告を行う。

### 2 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて市は、本計画の定めるところにより、それぞれ管理者に対して次の措置の徹底を図る。

ア はずれやすい戸や窓、弱った壁などには、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

イ 屋根の補強として、棟木、母屋<sup>もや</sup>、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。

ウ 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝下ろしをする。

アからウまでの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の居住者に対して市長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

### 3 高波による被害の防除措置

市長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、水防計画に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保、避難準備措置の確立に努める。

## 第10節 積雪害の予防

近年、降雪量の減少等により、雪害は減ってきているが、市内の交通の確保を図ること等、最低限の対策を講ずることにより、産業経済の振興と生活の安定を図る。

### 1 主要除雪路線の確保

市は、路線の重要性、交通量、除雪作業の難易性等を勘案し、別に定める当該年度「かほく市除雪計画」による計画路線の通行を確保する。計画路線の決定にあたっては、国、県の除雪計画と十分調整する。

### 2 適期の雪割りの実施

市は、道路輸送の全面確保のため、降雪期明けに行う主要路線の雪割りは、管内関係機関及び町会・区等の協力を得て、適期にこれを行い、かつ、近隣市町と協議してその期日の斉一を図る。

### 3 主要食料等の確保

市は、関係事業者団体、市民の協力を得て次の措置を講ずる。

- (1) 消費者米穀の確保
- (2) 生鮮食料品の確保
- (3) 燃料の確保

### 4 ごみ、し尿処理対策

積雪期間のごみ、し尿の収集等は、＜本編第2章第29節「し尿、生活ごみ、がれき等の処理」＞に準じ計画的に処理するとともに、市民に周知して、その協力を求める。

### 5 なだれ事故の防止

- (1) なだれ危険箇所の警戒

市は、予想されるなだれ危険箇所＜資料編10-3参照＞について適時考察を励行し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

- (2) 標識の設置

市は、関係機関と連絡をとり、危険箇所の標示をして、交通の抑制を実施する等地域住民に注意を喚起する。

## 第11節 消防力の充実、強化

本市においては、住宅の過密化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大している。

このため、市は、消防力の充実、強化、火災防止のための指導、講習の徹底、危険物等の安全確保に努める。

### 1 出火防止、初期消火

#### (1) 出火防止

消防本部は、隣接する消防機関等と連携し、防火思想の普及、火気器具の取り扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

##### ア 予防査察

###### (ア) 定期予防査察

春秋2回、不特定多数の人が出入りする対象物に対して実施する。

###### (イ) 臨時予防査察

火災予防上必要があるときは臨時に実施する。

###### (ウ) 特別予防査察

火災予防上危険があると認められたときには特別に行う。

##### イ 防火管理者の講習

毎年1回又は2回、かほく市、内灘町、津幡町の消防本部が共同して講習会を開催する。

##### ウ 予防広報

防災行政無線、チラシ、ポスター、広報車等により行う。

#### (2) 初期消火体制の確立

ア 火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。市は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。

イ 市は、市民に対して、家庭に小型消火器および火災報知器設置の徹底に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導及び育成に努める。

### 2 火災警報の発令

市長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合には、火災警報を発令する。

かほく市における火災警報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下になり、最大風速20m/sを超える場合のとき。

イ 平均風速20m/s以上の風が1時間以上連続して吹く場合。ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。

ウ 災害予防上、消防長が危険と認めるとき。

### 3 所要地域の警戒措置等

#### (1) 所要地域の防火のための警戒

ア 市長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 市長は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

#### (2) 破壊消防による防御線の設定等

市長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画を立てておく。

## 4 消防力の強化

市は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化を進める。

### (1) 消防組織の整備状況

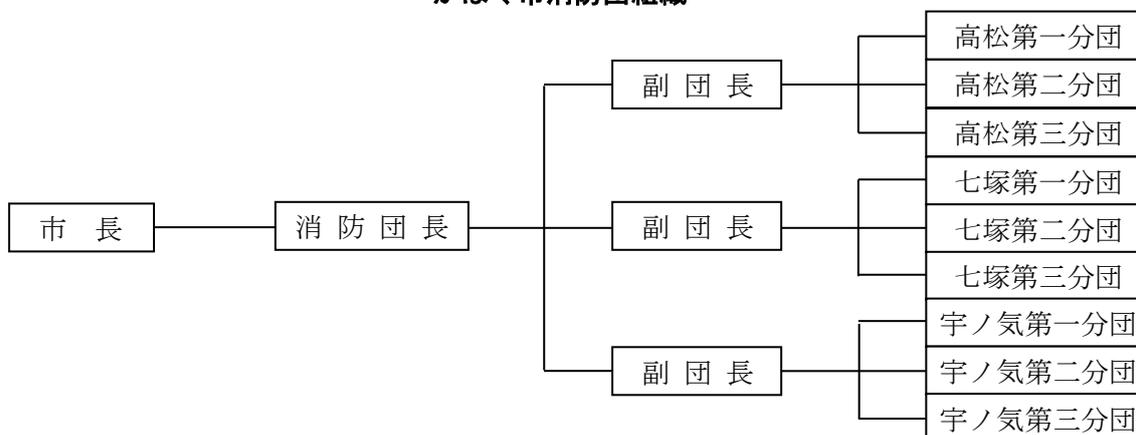
消防組織は、かほく市消防本部と市消防団により構成されており、その整備状況は次のとおりである。

#### 消防組織の整備状況

(定数)

かほく市消防本部	かほく市消防団	
職員数	分団数	団員数
60人	9	190人

#### かほく市消防団組織



### (2) 消防施設装備等の強化

市長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

また、消防施設装備や資機材の科学化及び近代化を図るとともに、研修等による消防職員・団員の能力拡充など、消防体制の確立を進める。

### (3) 消防水利の強化

市長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、農業用水及びプールなども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。なお、消防水利の現状については、＜資料編5－2参照＞のこと。

### (4) 消防団の活性化

市長及び団長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(5) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(6) 市消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（令和2年10月策定）に基づき、広域消防運営計画の策定等を進め、消防広域化に向けた基盤の醸成を図る。

## 5 消防機械器具の点検整備と出動計画等

(1) 消防用器具の整備保全

火災現場における消火活動に消防ポンプの必要は当然であるが、この活動の効果を期するため、消防本部および消防団では、消防庁告示第一号「消防力の整備指針」及び第三号「消防団の装備の基準」等に基づき、消防器具を整備する。

(2) 機械器具の点検

ア 通常点検

分団長の責任において、毎月2回以上の機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ 特別点検

消防団長は、年2回以上分団ごとに行う。

ウ 現場点検

火災注意報、強風注意報等の発令下における、機械器具、人員配置及び水防等災害防止対策が適正に行われているかについて、消防長は団長を帯同して行う。

(3) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあつては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 近隣市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

## 6 教育訓練

### (1) 一般教育

市長及び団長は火災予防思想の普及徹底を図るため、講習会及び座談会を開催する。

### (2) 委託教育

消防団員（毎年若干名）を、消防学校に入校させ消防知識、実務能力のかん養を図る。

### (3) 訓練

#### ア 消防用機械器具操作法訓練

河北郡市の消防団連合訓練に毎年1回参加する。

#### イ 機関運用及び放水訓練

各分団は毎年1回実施するほか、春秋2回全員招集して行う。

#### ウ 防火訓練

#### エ 災害応急対策訓練

} 年1回実施する。

## 7 警戒警備体制の確保

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき、又は関係機関より予報及び警報等の通知を受けたとき、若しくは火災等災害を発見した場合は、次の要領により通報する。

### (1) 火災等の予報及び警報等発令

消防長及び団長は、各集落に対する連絡はあらかじめ定めた連絡所へ電話又は急使により通報する。通報を受けた関係者は直ちに電話又は口頭で市民に周知し、分団長は適当な人員を待機させる。

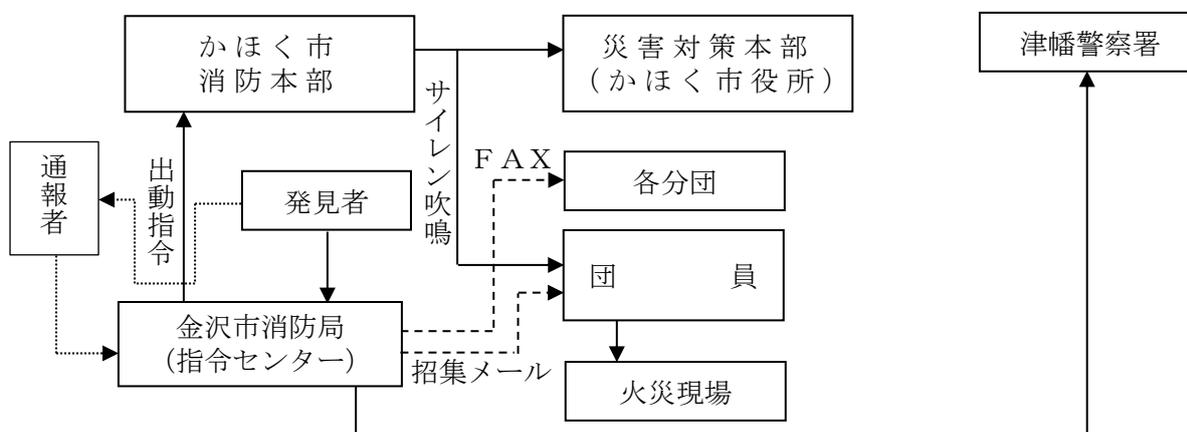
### (2) 火災等の予報及び警報等解除

解除通報も発令と同要領によって行う。

## 8 招集及び出動計画

消防団員は、電話、サイレン若しくはその他によって火災を覚知したときは、所属分団の定位置への緊急招集に応じ、出動計画に基づいて配備につく。

招集出動要請



## 9 火災発生防止の徹底

台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下においては、地域住民に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講ずる。

### (1) 予防広報等

市長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、防災行政無線を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について市民に徹底するものとし、このための火災予防運動実施計画をあらかじめ定めておく。

### (2) 特別予防査察

市長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。

## 10 救助・救急体制の整備

### (1) 救助機材の整備

市長及び消防長は、救助資機材の整備を図るとともに、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を進める。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

また、家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備、特殊災害に対応できる資機材及び公共施設へのAED（自動体外除細動器）の整備と救助技術の高度化を図る。

### (2) 体制の整備

ア 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市長及び消防長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護用資機材の整備に努める。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

## 第12節 避難体制の整備

市は、建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町会・区及び自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や耐震性の向上に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

### 1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定

市は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町会・区、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。〈避難場所は資料編6-1参照〉

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

#### (1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さ

を有するとともに、危険物等が蓄積されていないところであること。

エ 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと。

## (2) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医療品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。

キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。

ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

## (3) 避難路

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、なだれ、浸水などの危険性がないこと。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(4) 避難勧告・指示（緊急）等の判断基準の策定等

ア 市は、洪水等に対する住民の警戒体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする（「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」＜資料編16-1参照＞）。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等の恐れのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、これらの基準及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行うものとする。また、策定にあたっては、雨量、河川の水位等（水防、土砂災害に関する情報を含む）の具体的な判断基準を導入するよう努める。その場合には、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。また、市は、市長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規程を整備する。

市長不在時の代理者 第1順位 副市長 第2順位 市民生活部長

イ 市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

## 2 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

## 3 交通規制

警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、警察の行う交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

## 4 避難誘導標識等の設置

市は、避難場所等について町会・区及び自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯の設置に努める。

## 5 安全確保計画

### (1) 児童生徒の安全確保

認定こども園、市教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水、医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

### (2) 事業所等の安全確保

市は、病院、社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者に対して、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期するよう指導する。

## 6 管理体制の明確化

市は避難場所の管理体制を明確にするとともに、必要時に円滑に利用が開始できるよう、施設の鍵の一元管理などの体制を整える。

## 7 避難所運営マニュアルの作成

市は避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルの作成に努める。

## 第13節 要配慮者の安全確保

災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市は、社会福祉施設等の関係機関と連携し、市民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者の安全確保の充実を図る。

### 1 在宅の要配慮者への配慮

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、本計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

##### ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

##### イ 名簿情報の利用及び提供

市は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

##### ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

市は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、消（水）防団、自主防災組織、警察署等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、避難支援プランの策定等に努める。

また、策定にあたっては、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プラン全体計画<資料編13-1参照>に基づき作成する。

(3) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(4) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(5) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

市は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(6) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(7) 二次避難支援体制の整備

市は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(8) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を検討するとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

## 2 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等と連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定子ども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備などの整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を備える施設については、その設置場所を工夫するものとする。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自主避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(4) 非常災害時における具体的な防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」等を活用し、施設の実情に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

### 3 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

## 第14節 緊急輸送体制の整備

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

また、市は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

### 1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 県は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備している。

区 分	設 定 基 準
第一次緊急輸送道路	初期体制の確保 地域間相互の連携、救命活動に対応する路線
第二次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線
第三次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線

なお、本市に係る緊急輸送道路については、＜資料編8-2、8-3参照＞

### 2 緊急輸送体制

(1) 緊急通行車両

市は、保有する車両等（マイクロバス、トラック等）で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものとして、緊急通行車両の届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

### 3 臨時離着場の整備

市は、道路の損傷により陸上輸送に支障を来す場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空を調査し、臨時離着場を設ける。＜資料編8-4、8-5参照＞

市は、ヘリコプターが安全に離着陸をできるよう、十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

#### 4 物流拠点施設の整備

市は、救援物資受入れに備え、物流拠点施設を整備する。〈資料編 8－6 参照〉

#### 5 民間事業者等の活用

- (1) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。
- (2) 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

## 第15節 医療体制の整備

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、医療救護体制の整備を進め、被災者の救護に万全を期す。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

### 1 医療救護体制の整備

#### (1) 市

ア 市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成する。

イ 市は、医療救護班の編成にあたっては、河北郡市医師会、病院等医療機関の全面的な協力を得て編成する。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。

なお、市で編成された医療救護班については、県に報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。＜資料編7-1、7-2参照＞

カ 市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

キ 市は、病院、救護所の被害状況や傷病人の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

ク 県は、災害拠点病院を2次医療圏ごとに整備、指定しておくことになっている。＜資料編7-2参照＞

ケ 市長は、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班、健康管理班等による医療救護班連絡会の設置について定めておく。

(2) 一般医療機関

- ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。
- イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。
- ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

## 2 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

情報連絡体制については、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市が、災害時後方病院に係る情報連絡体制については県が整備することになっている。

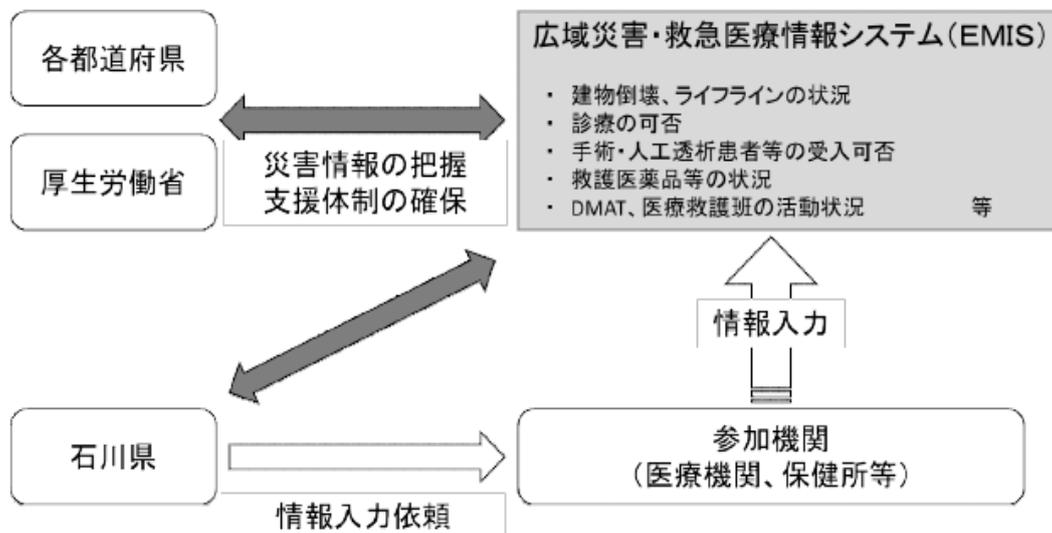
(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制

- ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。
- イ 広域災害・救急医療システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。

(注1) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の概要

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始
- システム参加機関  
厚生労働省及び47都道府県  
(石川県内参加機関)  
医療機関92、消防本部11、医師会10、保健福祉センター等13
- 災害時情報  
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況、ボランティア情報等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



(3) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。ウ 災害時優先電話の確保

市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

(4) 医療救護班連絡会の開催及び運営に関する訓練等

市は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、医療救護班連絡会の開催や運営に関する研修や訓練等の実施に努める。

3 医薬品等の備蓄体制

市は災害時における医療救護活動の実施に備え、避難所、防災倉庫等に医療品、医療資機材等を備蓄し、供給体制を確立しておく。

## 第16節 健康管理活動体制の整備

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

### 1 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

### 2 災害時の健康管理体制の整備

#### (1) 県

ア 県は、保健医療行政の指揮調整機能等の確保や、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。

イ 県は、災害が発生した場合に備え、公益社団法人石川県看護協会や公益社団法人石川県栄養士会等関係団体との連携体制、他都道府県への応援要請体制等を構築する。

#### (2) 市

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

### 3 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

## 第17節 心のケア体制の整備

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、心のケア体制の整備に努める。

### 1 心のケア実施体制の整備

- (1) 市は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。
- (2) 市は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時には心のケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

### 2 情報連絡体制の整備

市は、県及び精神科医療機関と連携し、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（心のケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

## 第18節 食料及び生活必需品の確保対策

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救護物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

### 1 市、市民等の役割分担

- (1) 市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (3) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (4) 市は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

### 2 食料及び生活物資の確保

災害により、食料や生活必需品等の確保に苦慮する被災者に対して達やかに物資が供給できるよう、平時から家庭備蓄、公共備蓄、流通備蓄の各方面において計画的な備蓄を進める。

#### (1) 市が実施すべき事項

- ア 市は、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。
- イ 市は、地震等の災害に備え、防災備蓄倉庫（拠点備蓄）と学校備蓄倉庫（分散備蓄）の設置を計画的に進める。
- ウ 市は、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレ等の避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。
- エ 市は、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、事業者等と「災害時における食料物資等の供給協力に関する協定」の締結を進めるなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。

(2) 市民が実施すべき事項

大規模災害時には、市が発災直後から生活関連物資を円滑に確保、供給することは不可能であることから、家庭や職場において、3日間程度生活ができる食料等の備蓄に努め、非常持出し品を準備しておくものとする。

(3) 飲料水等の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 水道の基幹施設の耐震化と復旧用資機材の備蓄
- (イ) 仮設給水施設、給水袋等の応急給水資機材の整備
- (ウ) 市民、自主防災組織に対する貯水、応急給水についての指導
- (エ) 近隣市町との災害時相互給水に関する協定の締結

イ 市民が実施すべき事項

- (ア) 家庭における貯水
  - a 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準。世帯人数の3日分を目標とする。
  - b 貯水は、水道水等衛生的な水を使用する。
  - c 容器は衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものを用いる。
- (イ) 自主防災組織における飲料水の確保
  - a 応急給水を円滑に行う給水班等の編成を準備する。
  - b 非常時に利用予定の井戸等の水は水質検査を実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - c 給水ポンプ、ポリタンク等応急給水に必要な資機材の整備と操作訓練により、取扱いに習熟する。

### 3 物資の集積、配送地の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県は、災害の規模が甚大で市が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（広域物資輸送拠点）を定める。
- (2) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (3) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

### 4 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

## 第19節 農林水産災害予防

市は、災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

### 1 農作物災害予防

市は、気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の生育状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、各施設の管理団体や個別農家に適時適切に指導する。

#### (1) 水稲

##### ア 干ばつ対策

市は、水不足が予想される地域では、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

##### イ 低温、寡照、長雨対策

気温や病害虫発生予察情報に基づき、不捻防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の施用等を行う。

##### ウ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

##### エ 台風対策

台風の来襲が予想されるときには、フェーン現象や強風による被害の軽減を図るため、事前には場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

#### (2) 野菜等畑作物

##### ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物の投入や土壌水分の蒸発防止のための敷きわら等を行う。

さらに、葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

##### イ 低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

##### ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれがあるときには、あらかじめ栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

##### エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壤水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷き草、草生園にあっては草刈りの励行等を実施する。

また、土壤の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工受粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適切な肥培管理を行う。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれがあるときには、あらかじめ既成施設や栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壤浸食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では、早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

## 2 林業施設関係予防

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土壤及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流水等による被害の未然防止に万全を図る。

ウ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

ア 干ばつ対策

かんがい施設の積極的導入を図る。

イ 低温、長雨対策

夏秋期における低温、長雨は生育不良となり、また病害が発生しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときには、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

## 3 家畜災害予防

畜舎、鶏舎等施設の設置にあたっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導する。

#### 4 水産施設災害予防

- (1) 内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいため、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講ずる。
- (2) 漁具、養殖施設、漁船等の漁業施設については、気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。
- (3) 事故又は原因不明による油の流出等漁場の油濁に関する情報の収集を行い、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

## 第20節 干ばつ害対策

少雨による干ばつは、農業や地域住民の日常生活に支障を来すだけでなく、火災の危険が増加するなど、大きな影響を及ぼす。

このため市は、気象状況を把握し、水源の確保などの対策を行う。

### 1 生活用水の確保

市は、渇水期には、市民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下又は井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、タンク車などによる生活用水の給水を行う。

### 2 防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が增大するため、市は防火体制の徹底や消火用水の確保を計画するとともに、市民に対し火災予防の周知徹底を図る。

### 3 農林水産被害の予防

農林業における干ばつ対策は、＜本章第17節「農林水産災害予防」＞による。

## 第21節 建築物等災害予防

災害に強いまちづくりを行うにあたって、市は、公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

### 1 防災上重要な公共建築物の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等について、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

### 2 一般建築物の災害予防

市は、災害における建築物被害の未然防止と、火災等による延焼拡大防止を図るため、次の措置を講ずる。

#### (1) 市民等への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を実施する。

##### ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等について、普及・啓発を図る。また、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度の活用を周知するなど、その促進を図る。

##### イ がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

##### ウ 老朽建築物及び密集地帯における防災対策

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置の啓発を行う。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

##### エ 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

#### (2) 特殊建築物等の安全化

##### ア 特殊建築物の定期報告

店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

- イ 特殊建築物の定期的予防査察の実施  
多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」(火災予防運動と協調して実施)において、消防本部は県津幡土木事務所の協力を得て、予防査察を実施する。
- ウ 防火対策物の状況  
市内の防火対象物は<資料編9-1>のとおりである。

### 3 文化財災害予防

#### (1) 建築物等予防対策

市は、指定文化財<資料編9-2参照>のうち、建築物については、次の事項について、警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

- ア 防火管理の体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- エ 火災の危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
- オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- カ 消火設備を完備する。
- キ 警報設備を完備する。
- ク 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
- ケ 消火用水の確保の措置を講ずる。
- コ 消火車両の進入道路を確保する。
- サ 消火塀、防火帯を設ける措置を講ずる。
- シ 消火壁、防火戸を設置する。
- ス 自衛消火組織の訓練を実施する。
- セ 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。

#### (2) 美術工芸品等予防対策

市は、美術工芸品等はできる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は耐火性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとる。

#### (3) 施設、史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

市は、施設、史跡、名勝、天然記念物等について、(1)、(2)と同様の措置をとる。また、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にする。

#### (4) 事前対策

- ア 未指定文化財目録の作成  
未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。
- イ 防災対策の意識啓発と予防対策  
市教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。
- ウ 民間団体との連携  
市教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

## 第2節 公共施設災害予防

道路、海岸、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため市は、災害に強いまちづくりを行うにあたり、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

### 1 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁等が破損することは、災害時における市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生ずる。

このため、市は、国、県と連携しながら、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

#### (1) 道路の整備

市は、県等の関係機関と連携し、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落などが考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板などの施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これら災害が想定される箇所に対しては、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施する。

#### (2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから落橋防止対策や橋脚の補強を行う。

また、橋梁の新設にあたっては、最新の道路橋示方書を準用し、建設する。

### 2 海岸、河川の整備対策

#### (1) 海岸の整備

ア 背後地の市民を守るための海岸保全施設等を整備する。

イ 緊急物資の集積および市民の避難等のための広場等を整備する。

(2) 河川の整備

- ア 抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。
- イ 災害時における堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

3 公園、緑地等の整備対策

災害時においては、公園、緑地等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりではなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地として活用できる。

このため市は、市街地の公園、緑地等の整備を促進するとともに、災害地における地域防災拠点施設としての整備を進める。

(1) 公園、緑地などの整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

(2) 地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点として、物流拠点施設、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸所、放送設備等の施設整備を進める。

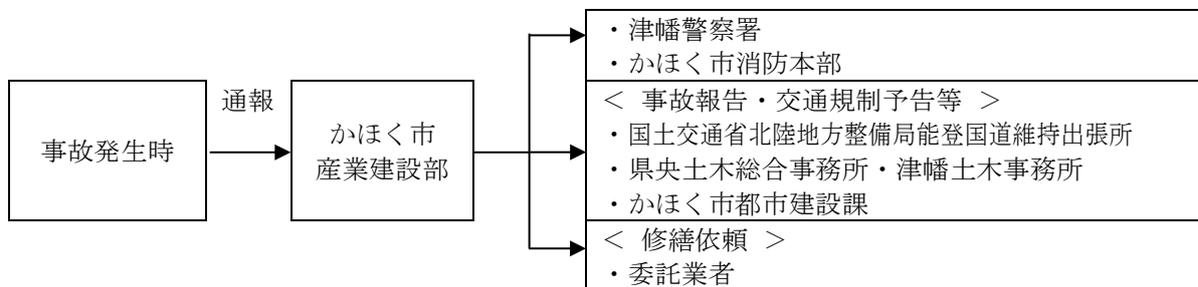
4 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

市は、上水道施設の整備を通して災害による水道の断水被害の低減を図るとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

上水道の緊急連絡体制



※断水を伴う場合  
 ・地元町内会長・区長、関係需要家

ア 体制の確立

市は、断水等水道被害に即応するため、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

市は、連絡体制を整えておく。

この場合、近隣市町への連絡以外に、(一社)日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

ウ 飲料水の確保

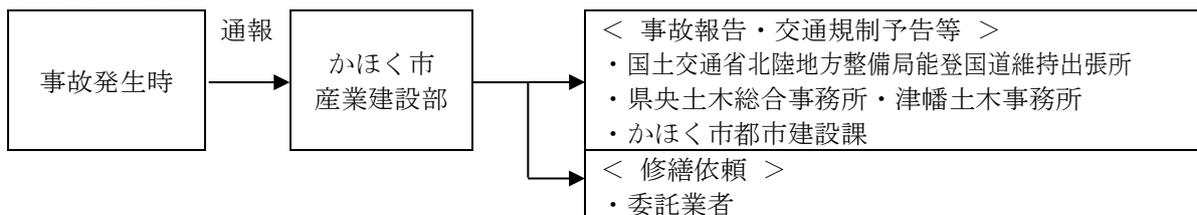
災害時においても飲料水を確保するため、市は平常時からそれぞれ次の措置を行う。

- (ア) 水道施設の安全性を確保する。
  - (イ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等を確保する。
  - (ウ) 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、ポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備(備蓄)するとともに、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備を行う。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。
  - (エ) 自主防災組織及び市民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。
- (2) 下水道の整備

市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市は、下水道施設の災害時における防災性の強化を図るとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

下水道の緊急連絡体制



ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説 ((公社)日本下水道協会)」、「下水道施設耐震

対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

- a 日ごろから設備の巡視、点検を行い安全を確保する。
- b 日ごろから災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
- c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

市は、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

## 5 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、市は、これらの施設の管理者に対して、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修または整備に努める。また農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

市は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

## 6 一般廃棄物処理施設整備対策

市は、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

## 第23節 地盤災害予防

市は、土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施、指導する。

### 1 地盤災害の危険区域の指定及び周知

市は、地盤災害から市民の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて市民等に周知する。

- (1) 市は、県から危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、危険区域の指定を促進し、当該現地に標識等の設置を行う。
- (2) 市内における指定された危険区域及び指定区域外の危険な箇所は、＜資料 10-1～10-8＞のとおりである。これらの危険箇所の市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

### 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

- (1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 県は、あらかじめ、市長の意見を聴いて土砂災害警戒区域（以下、警戒区域という）の指定に努めることとなっている。また、県は、警戒区域の指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類について、住民への周知を図るとともに、市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、市に提供することとなっている。

イ 市は、警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、前項(エ)に記載する事項を定めるときは、本計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

エ 市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等本計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、市民に周知する。

オ 市は、県と協力して土砂災害に対して市民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。

また、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

### 3 警戒体制の確立

(1) 市は、県の協力を得て、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

(2) 市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときには、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、本計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、県、気象台、消（水）防団など関係機関との連絡を密にし、降雨状況等の把握に努める。

### 4 避難体制の確立

市長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。避難勧告等の判断基準やその伝達手段等については、本計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法を定め、これを本計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

### 5 地盤災害防止施設の整備、促進

市は、県の行う次の措置に対して必要に応じ協力する。

(1) 治山対策の推進

山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(2) 土石流防止工事の促進

土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。

このため、下流の人家、公共施設の多い重要溪流から順次砂防堰提及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努める。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

急傾斜地崩壊危険区域については、地元住民にがけ崩れを誘発するような行為の制限、又は防止対策工事の施工を指導する。

また、地元住民だけで崩壊防止工事の施工が困難である区域のうち、危険度の高い重要区域から順次、公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行う。

## 6 住宅移転事業の促進

市は、危険箇所に住居する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建築移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、がけ地近接等危険住宅移転事業の促進を図る。

## 7 宅地造成地災害予防

市は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成により、がけ崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれのある区域に対して宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、がけ崩れ又は土砂の流出の防止を図る。

また、都市計画区域においては、都市計画法の開発許可制度の適用により、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。

なお、必要があると認めるときには、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

(3) 大規模盛土造成地の耐震化等

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表する努めるとともに、所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。

## 第24節 防災機材等の整備点検

市は、災害応急対策に必要な資機材が、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

### 1 救助用備蓄物資の整備点検

備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給またはき損したときの補充等、物資の確保を図る。

### 2 その他資機材の整備点検

市は、救援資機材の点検整備を行い、災害に備える。

## 第 3 章 災害応急対策計画

## 第3章 災害応急対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 初動体制の確立	1 災害対策本部設置以前の措置	全部局	73
	2 災害対策本部の設置		74
	3 現地対策本部の設置		74
	4 職員の動員		84
	5 受援体制の確立		86
	6 広域応援協力体制の確立		87
	7 災害応急対策の総合調整		87
	8 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理		88
第2節 事前措置及び応急措置	1 市長の事前措置及び応急措置	防災環境対策課、都市建設課、消防署	89
	2 市の委員会並びに委員の応急措置		90
	3 被害の発生及び拡大防止		90
第3節 気象予報及び警報等の伝達	1 気象予報区	総務課、情報推進課、防災環境対策課、都市建設課、産業振興課、消防署	91
	2 種類及び発表基準		91
	3 気象警報等の伝達		97
	4 水防法に定める水防警報		99
	5 水位情報の通知及び周知		99
	6 消防法に定める火災警報及び火災気象情報		101
	7 土砂災害警戒情報		101
	8 その他の警告		102
第4節 災害情報の収集・伝達	1 情報収集体制及び伝達系統の確立	総務課、防災環境対策課消防署	103
	2 収集すべき情報		105
第5節 通信手段の確保	1 通信手段の利用方法等	総務課、情報推進課、防災環境対策課、消防署	106
	2 通信設備の応急復旧		108
第6節 県消防防災ヘリコプターの活用	1 県消防防災ヘリコプターの活動内容	総務課、生涯学習課、消防署	109
	2 運航基準		109
	3 支援要請		109
	4 場外離着陸場等の確保		110

節	細節	担当課	ページ
第7節 災害広報	1 広報の内容	総務課、情報推進課、防災環境対策課	111
	2 広報手段等		111
	3 被災地域の相談・要望等の対応		112
	4 安否情報の提供等		112
第8節 消防活動	1 出火防止、初期消火	消防署	113
	2 応援要請		113
	3 消防活動		114
	4 消防団の活動		114
	5 救助・救急活動		114
	6 惨事ストレス対策		114
第9節 自衛隊の災害派遣要請	1 災害派遣の適用	総務課、防災環境対策課	115
	2 派遣の要請手続		115
	3 活動の内容		116
	4 使用資機材の準備		116
	5 経費の負担区分		117
	6 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備		117
	7 派遣部隊の撤収要請		119
第10節 避難誘導等	1 避難の勧告又は指示の実施及び基準	総務課、情報推進課、防災環境対策課、健康福祉課、長寿介護課、学校教育課、生涯学習課、消防署	120
	2 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知		121
	3 避難準備・高齢者等避難開始の発令		122
	4 警戒区域の設定		122
	5 警戒区域設定の周知等		123
	6 避難者の誘導		123
	7 避難所の開設及び運営		123
	8 広域避難対策		126
	9 帰宅困難者対策		126
	10 避難所外避難者対策		126
第11節 要配慮者の安全確保	1 在宅の要配慮者に対する対策	健康福祉課、長寿介護課	127
	2 社会福祉施設等における対策		128
	3 医療機関における対策		129
	4 外国人に対する対策		129

節	細節	担当課	ページ
第12節 災害医療及び救急医療	1 実施体制の確立	健康福祉課	130
	2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制		130
	3 救護所の設置		131
	4 医療救護班派遣要請		131
	5 災害時後方医療体制		132
	6 重病患者等の搬送体制		132
	7 医療品等の調達		133
	8 医療機関のライフラインの確保		133
	9 個別疾患対策		133
第13節 健康管理活動	1 実施体制	健康福祉課	134
	2 健康管理活動従事者の派遣体制		134
	3 健康管理活動		134
第14節 救助・救急活動	1 実施体制の確立	総務課、消防署	136
	2 惨事ストレス対策		136
第15節 水防活動	1 気象予報警報等に対する措置	総務課、情報推進課、防災環境対策課、都市建設課、産業振興課、消防署	137
	2 雨量水位の通報		137
	3 消（水）防団の出動		137
	4 監視及び警戒		138
	5 水防作業		139
	6 避難勧告等の伝達方法（旧水防信号）		139
	7 水防倉庫並びに備蓄資材		140
	8 費用負担と公用負担		140
	9 避難及び救助		140
	10 水防解除		140
	11 水防報告と水防記録		140
第16節 災害救助法の適用	1 適用基準（災害救助法施行令）	総務課、防災環境対策課	141
	2 適用手続き		142
	3 災害救助法に基づく救助の種類		142
	4 災害救助法に基づく救助の実施		142
	5 災害救助法が適用されない場合の救助		142

節	細節	担当課	ページ
第17節 交通確保対策	1 陸上交通規制	総務課、防災環境対	144
	2 海上交通規制	策課、都市建設課	147
第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	1 行方不明者及び遺体の捜索	総務課、防災環境対	148
	2 遺体の検視（見分）及び処理	策課、市民生活課、	148
	3 遺体の埋葬	消防署	148
	4 安否確認		149
	5 広域応援対策		149
	6 災害救助法による措置		149
第19節 ライフライン施設の 応急対策	1 電力施設	総務課、情報推進	150
	2 通信施設	課、防災環境対策	150
	3 上水道施設	課、上下水道課	150
	4 下水道施設		151
第20節 公共土木施設等の応 急対策	1 道路施設	都市建設課、産業振	152
	2 河川、海岸等施設	興課、消防署	152
	3 公園、緑地施設		152
	4 農地、農業用施設等		153
	5 林地、林業用施設		153
	6 公共建築物等		153
第21節 給水活動	1 給水対策本部の設置、運営	総務課、防災環境対	154
	2 応急給水活動	策課、上下水道課、	154
	3 災害救助法による措置	消防署	155
第22節 食料の供給	1 食料需要の把握	総務課、保険医療	156
	2 食料の供給	課、産業振興課	156
	3 食料の調達		156
	4 炊き出しの実施		157
	5 共助による食料の確保		157
	6 災害救助法による措置		157
第23節 生活必需品の供給	1 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者	総務課、防災環境対	158
	2 支給品目	策課	158
	3 給与又は貸与の方法		158
	4 輸送		159
	5 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営		159
	6 災害救助法による措置		159

節	細節	担当課	ページ
第24節 障害物の除去	1 障害物除去の実施基準	総務課、防災環境対	160
	2 障害物除去の実施	策課、都市建設課、	160
	3 除去した障害物の集積場所の指定	産業振興課、消防署	160
	4 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置		160
	5 災害救助法による措置		160
	6 粉塵等公害防止対策		161
	7 障害物除去に関する応援要請		161
第25節 輸送手段の確保	1 輸送の対象	総務課、防災環境対	162
	2 緊急輸送体制の確立	策課、都市建設課、	162
	3 災害救助法による措置	産業振興課	162
第26節 こころのケア活動	1 実施体制	健康福祉課	163
	2 精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制		163
	3 精神保健医療班の活動		163
第27節 防疫、保健衛生活動	1 実施体制の確立	健康福祉課、防災環	164
	2 避難所の防疫活動	境対策課	164
	3 防疫用資材の備蓄、調達		164
	4 ペット動物の保護対策		164
第28節 ボランティア活動の支援	1 ボランティアの受入れ	健康福祉課	165
	2 ボランティア現地本部の機能		165
	3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供		166
第29節 し尿、生活ごみ、がれき等の処理	1 実施体制の確立	防災環境対策課、都	167
	2 災害の状況把握	市建設課、上下水道	167
	3 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法	課	167
	4 災害時における廃棄物の処理目標		168
	5 し尿及びごみの処理活動		169
	6 野外仮設トイレの設置		169
	7 廃棄物の応急的処理		170
第30節 住宅の応急対策	1 実施体制の確立	総務課、防災環境対	171
	2 災害救助法による措置	策課、都市建設課	172
	3 住宅確保等の方法の周知		172
	4 建築資材及び建築技術者の確保		173

節	細節	担当課	ページ
第31節 文教対策	1 教職員の確保	子育て支援課、学校教育課、生涯学習課	174
	2 文教施設の応急復旧対策		174
	3 応急教育実施の予定施設		174
	4 応急教育計画		175
	5 児童生徒への対応		175
	6 学用品の調達及び給与		175
	7 給食措置		176
	8 保健衛生		176
	9 教職員の健康管理		176
	10 避難所協力		176
	11 文化財対策		176
第32節 農林水産物災害応急対策	1 農作物関係対策	防災環境対策課、産業振興課	178
	2 畜産関係対策		179
	3 林産関係対策		179
第33節 除雪計画	1 組織	都市建設課	180
	2 除雪体制		180
	3 除雪路線		181
	4 除雪実施の準備		181
	5 除雪作業と出動基準		182
	6 除雪についての注意事項		184
	7 関係機関との協力体制の整備		184
	8 情報の収集		184
	9 異常降積雪時における対応 (警戒体制以降)		184
	10 市民協力を得るための広報活動の実施		185

## 第1節 初動体制の確立

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、市は、災害に係る応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

### 1 災害対策本部設置以前の措置

#### (1) 準備体制

大雨や洪水などの注意報が発令されるなど、災害の発生が懸念される際には、市民生活部長は次の事項について措置を行う。

- ア 気象予報及び警報等、情報の収集
- イ 人員配備の指示
- ウ 関係部局との連絡調整

警報が発令された場合には、上記の措置について、従事する人員を補充するなど体制を強化するとともに市長に報告する。

#### (2) 警報等の受領並びに伝達要項

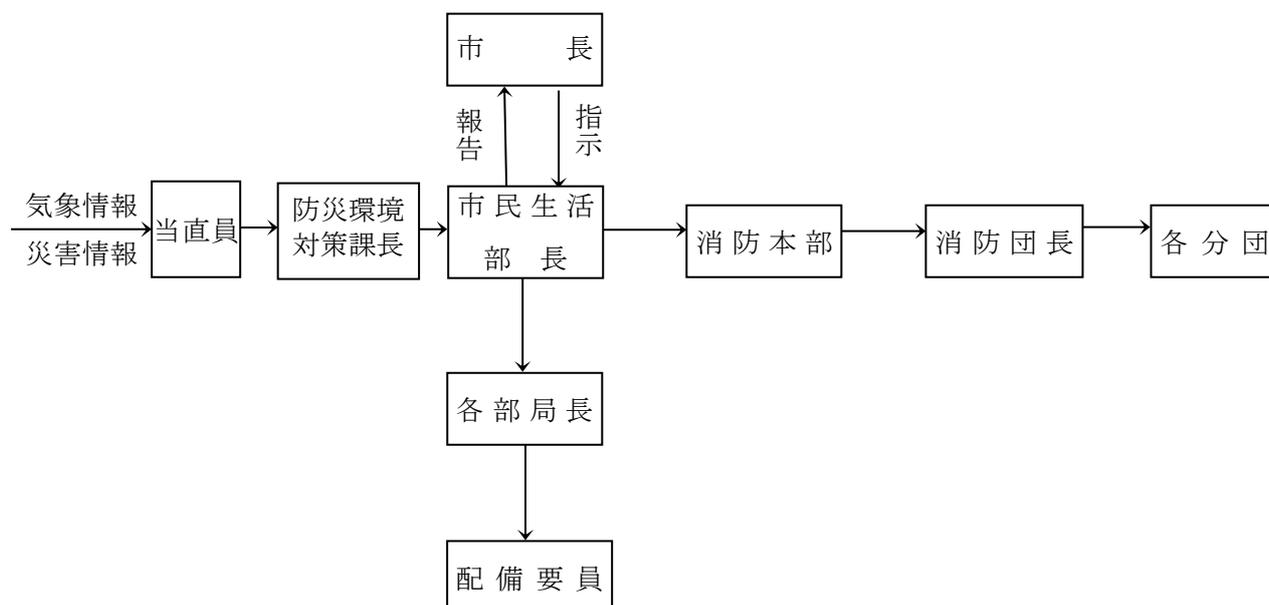
ア 金沢地方気象台が発表し、県から本市へ通報のあった警報等は防災環境対策課長が受け取る。

なお、休日・夜間にあつては市役所当直員が受け取り、速やかに防災環境対策課長に伝達する。

イ 防災環境対策課長は、警報等を受け取ったときは、速やかに市民生活部長へ伝達する。

ウ 伝達を受けた市民生活部長は、速やかに市長、副市長及び関係部局長に伝達する。

エ 伝達を受けた関係部局長は、速やかに、関係職員、各支所、学校、福祉センター等関係出先機関へ伝達する。



(3) 災害警戒本部の設置

市の地域内に災害に対する警戒が必要な事象が発生し、かつ災害対策本部設置基準に至らないとき、市長は主な災害応急対策関係職員で構成する災害警戒本部を設置し、警戒態勢を整えることができる。

2 災害対策本部の設置

市の地域内において災害が発生し、又は発生のおそれが生じたとき、市長は、次の基準により災害対策本部を設置し、各種の応急対策を迅速に推進するとともに、関係機関との連絡調整を図り、すみやかに県及び市防災会議に通知する。

なお、市長に事故のある場合は、次のとおりとする。

第1順位 副市長                      第2順位 市民生活部長

ア 設置基準

(ア) 相当規模の災害が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めるとき。

(ウ) 災害救助法が適用され災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。

イ 公表

災害対策本部を設置した時には、速やかに本部員、関係機関及び市民に対し、電話、文章、その他の方法で通知するとともに、災害対策本部の表示を災害対策本部設置場所に掲示する。なお、解除した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・解除の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班（課）	庁内放送	市民生活部長
市民	防災行政無線、広報車	〃
県	県防災行政無線 又は県総合防災情報システム	〃

ウ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、301、302 会議室とする。

3 現地対策本部の設置

市長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

ア 現地災害対策本部長は、本部長が、副本部長及び本部員の中から指名する。

イ 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。

ウ 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

(ア) 被害状況等の情報収集、調査及び本部への報告に関すること

- (イ) 応急対策の実施に関する事
- (ウ) 現地における関係機関との連絡調整に関する事

かほく市災害対策本部組織図

市防災会議		
本部長	市長	
副本部長	副市長	
本部長付	教育長	
本部員	本部事務局長	
	総務対策部長	
	市民生活対策部長	
	健康福祉対策部長	
	産業建設対策部長	
	教育対策部長	
副本部員	各班長	
本部連絡員	各部長の指名する職員1名	
		現地対策本部（副市長）
対策部名（部長）	班名（班長）	班員
本部事務局 （市民生活部長）	事務局班（総務課長・防災環境対策課長）	総務課員・防災環境対策課員
		避難所担当職員
総務対策部 （総務部長）	総務班（総務課長）	総務課員
		総務課 秘書室員
		総務課 管財室員
	財政班（財政課長）	財政課員
	企画振興班（企画振興課長）	企画振興課員
	税務班（税務課長）	税務課員
		税務課 収納対策室員
	情報推進班（情報推進課長）	情報推進課員
	会計班（会計課長）	会計課員
	支所班（高松・七塚サービスセンター長）	高松・七塚サービスセンター員
議会班（議会事務局長）	議会事務局員	
監査班（監査委員事務局長）	監査委員事務局員	
市民生活対策部 （（兼）市民生活部長）	市民生活班（市民生活課長）	市民生活課員
		市民生活課 消費生活センター員
	子育て支援班（子育て支援課長）	子育て支援課員
防災環境対策班（防災環境対策課長）	防災環境対策課員	
健康福祉対策部 （健康福祉部長）	保険医療班（保険医療課長）	保険医療課員
	健康福祉班（健康福祉課長）	健康福祉課員
	長寿介護班（長寿介護課長）	長寿介護課員
産業建設対策部 （産業建設部長）	都市建設班（都市建設課長）	都市建設課員
	産業振興班（産業振興課長）	産業振興課員
	上下水道班（上下水道課長）	上下水道課員
教育対策部 （教育部長）	学校教育班（学校教育課長）	学校教育課員
	生涯学習班（生涯学習課長）	生涯学習課員
	スポーツ文化班（スポーツ文化課長）	スポーツ文化課員
消防対策部 （消防長）	消防班（消防課長）	消防課員
	予防班（予防課長）	予防課員
	消防署（消防署長）	消防署員・高松分署員

災害対策本部の分掌事務

対策部名 (部長)	班名 (班長)	班員	分掌事務	
各部・各班共通			所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 部内各班の応援及び本部調整に基づく各部の応援に関すること	
本部事務局 (市民生活部長)	事務局班 (総務課長・防災環境対策課長)	総務課員・防災環境対策課員	災害対策本部の設置・運営に関すること	
			防災関係機関・自主防災組織等との連絡調整に関すること	
			応援要請に関すること	
			災害救助法の適用に関すること	
			各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関すること	
			被害情報の集約に関すること	
			気象情報等の収集・伝達に関すること	
			県への被害状況報告に関すること	
		警戒区域の設定・避難勧告等に関すること		
	避難所担当職員	避難所の開設・運営等に関すること		
総務対策部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課員	部内の庶務及び部内各班のとりまとめに関すること	
			職員の動員配備に関すること	
			他自治体応援職員の受け入れに関すること	
		総務課秘書室員	本部長及び副本部長の秘書に関すること	
			災害視察者及び見舞者の応接に関すること	
			総務課管財室員	庁舎施設の維持管理に関すること
				救援物資の受け入れに関すること
	市有車両の確保及び配車に関すること			
			物資の調達・輸送に関すること	
	財政班 (財政課長)	財政課員	災害応急対策に係る財政措置に関すること	
	企画振興班 (企画振興課長)	企画振興課員	報道機関への協力要請及び対策に関すること	
			災害復旧の企画立案に関すること	
	情報推進班 (情報推進課長)	情報推進課員	通信手段の確保に関すること	
			市民への広報に関すること	
税務班 (税務課長)	税務課員・税務課収納対策室員	被災建物の被害認定調査に関すること		
		罹災証明に関すること		
		災害に伴う市税の減免措置に関すること		

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画

対策部名 (部長)	班名 (班長)	班員	分掌事務
総務対策部 (総務部長)	会計班 (会計課長)	会計課員	義援金の受け入れ、配分に関する事
	支所班 (高松・七塚サービスセンター長)	高松・七塚サービスセンター員	管内における被害情報の収集、伝達、とりまとめに関する事 被災地域の相談・要請等の対応に関する事
	議会班 (議会事務局長)	議会事務局員	議会との連絡調整に関する事
	監査班 (監査委員事務局長)	監査委員事務局員	対策本部における事務等の補完に関する事
生活救援対策部 (市民生活部長)	市民生活班 (市民生活課長)	市民生活課員・市民生活課消費生活センター員	部内の庶務及び部内各班のとりまとめに関する事
			被災者、避難者名簿のとりまとめに関する事
			行方不明者のリストの作成に関する事
			被災地域の相談・要請等の対応に関する事
	防災環境対策班 (防災環境対策課長)	防災環境対策課員	動物 (ペット含む) の保護、収容に関する事
			生活ごみの処理に関する事
			がれき・廃棄物の処理に関する事
			交通・防犯に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課長)	子育て支援課員	児童福祉施設入所児の安全確保に関する事
			児童の被災状況調査に関する事
児童の安全確保に関する事			
施設管理者との連絡調整に関する事			
健康福祉班 (健康福祉部長)	保険医療班 (保険医療課長)	保険医療課員	炊き出しに関する事
	健康福祉班 (健康福祉課長)	健康福祉課員	被災者の医療・救護に関する事
			被災者の健康管理・保健衛生に関する事
			心のケア活動に関する事
			救護所の設置に関する事
			医療関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事
			救急用医薬品、衛生資材の確保に関する事
			被災地・避難所の防疫に関する事
			福祉避難所の開設・運営に関する事
			ボランティアの受け入れ及び調整に関する事
			社会福祉協議会及び各種福祉団体等との連絡調整に関する事
			被災者の福祉資金貸付に関する事
	災害関連死の認定に関する事		
災害弔慰金等の支給に関する事			
長寿介護班 (長寿介護課長)	長寿介護課員	要配慮者の安全確保と安否確認に関する事	
		要配慮者の避難所等の確保と移送に関する事	
		避難所の要配慮者に対する応急支援に関する事	

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画

対策部名 (部長)	班名 (班長)	班員	分掌事務	
産業建設対策部 (産業建設部長)	都市建設班 (都市建設課長)	都市建設課員	部内の庶務及び部内各班のとりまとめに関する事	
			緊急輸送路の確保及び交通規制に関する事	
			障害物の除去に関する事	
			関係機関等との連絡調整に関する事	
			公共土木施設の被害調査及び応急対策に関する事	
			公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事	
			被災建物の応急危険度判定に関する事	
			応急仮設住宅対策に関する事	
	産業振興班 (産業振興課長)	産業振興課員	関係機関との連絡調整に関する事	
			農業用施設等の被害調査及び応急対策に関する事	
			農作物等の被害調査に関する事	
			鳥獣・家畜の遺骸処理に関する事	
			被災農林水産業者への融資等に関する事	
			被災商工業者の災害融資に関する事	
			通勤者・観光客等の安全確保に関する事	
上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課員	仮設トイレの設置に関する事		
		上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事		
		飲料水の確保、供給に関する事		
		し尿の処理に関する事		
教育対策部 (教育部長)	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課員	学校教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事	
			児童・生徒の被災状況調査に関する事	
			児童・生徒の安全確保に関する事	
			学校管理者との連絡調整に関する事	
			学校給食に関する事	
			児童・生徒の応急教育に関する事	
			学用品及び教材の調達に関する事	
	避難所の運営等に関する事			
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課員		部内の庶務及び部内各班のとりまとめに関する事
				社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事
備蓄物資等の避難所への輸送に関する事				
スポーツ文化班 (スポーツ文化課長)	スポーツ文化課員		体育施設の被害調査及び応急対策に関する事	
			文化財の被害状況調査及び保護に関する事	
			ヘリポートの設置に関する事	
消防対策部 (消防長)	消防班(消防課長)・予防班(予防課長)・消防署(消防署長)	消防課員・予防課員・消防署員・消防署高松分署員	消防・救助・救急活動に関する事	
			消(水)防団との連絡調整に関する事	
			避難誘導に関する事	
			行方不明者の捜索に関する事	
			県消防防災ヘリの活用に関する事	
			危険物施設に関する事	
り災証明に関する事(火災)				

## 4 職員の動員

### (1) 動員基準

職員の動員基準は次表のとおりとする。ただし配備要員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

#### 配備体制及びその基準等

配 備 体 制		基 準	動 員 対 象 職 員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、 連絡活動を 円滑に行え る体制	○市域に次の注意報が1以上発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 風雪注意報 大雪注意報 波浪注意報 高潮注意報	○災害関連課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (主な災害応急対策関係職員)
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	○市域に次の警報が1以上発表されたとき。 大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 波浪警報 高潮警報 土砂災害警戒情報	○上記の配備を強化し、災害対策本部の設置に備える体制 (主な災害応急対策関係職員)
		○市域に次の特別警報が1以上発表されたとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 波浪特別警報 高潮特別警報	○災害関連課等の職員全員
災害対策本部体制		○市域に相当規模の災害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めるとき。 ○市域に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ○市域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。	○原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

(2) 通報連絡体制

ア 通報連絡体制

(ア) 各部課長は、あらかじめ職員の配備計画及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

(イ) 毎年度、新たに策定（変更を含む。）した職員の配備計画及び動員伝達系統を毎年度4月末までに総務部長に報告する。

イ 通報の方法

(ア) 動員対象職員は、携帯電話、メール、職員の動員伝達系統等により、確実に連絡を受けて登庁する。

(イ) 放送機関（ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ）の協力を得て、職員の動員を図る。

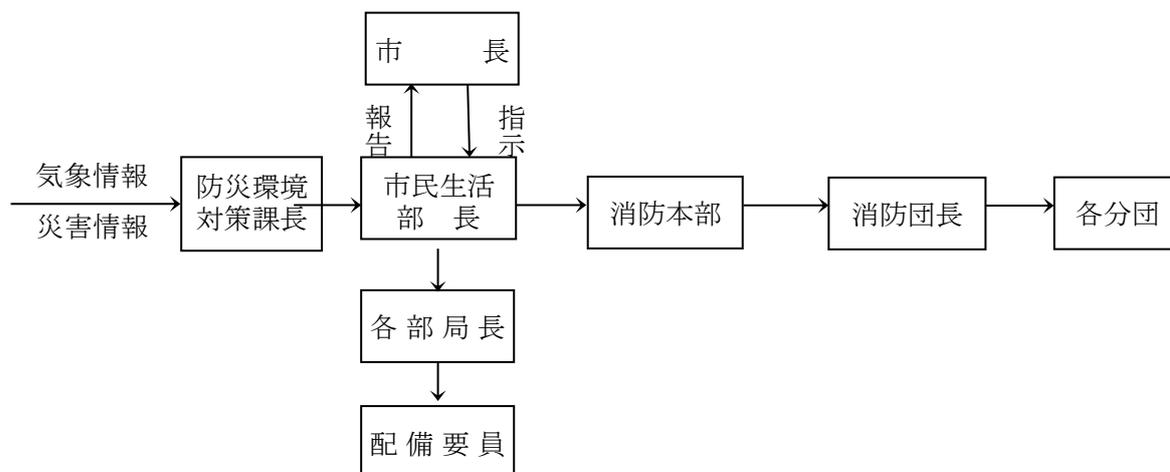
(3) 動員方法

ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

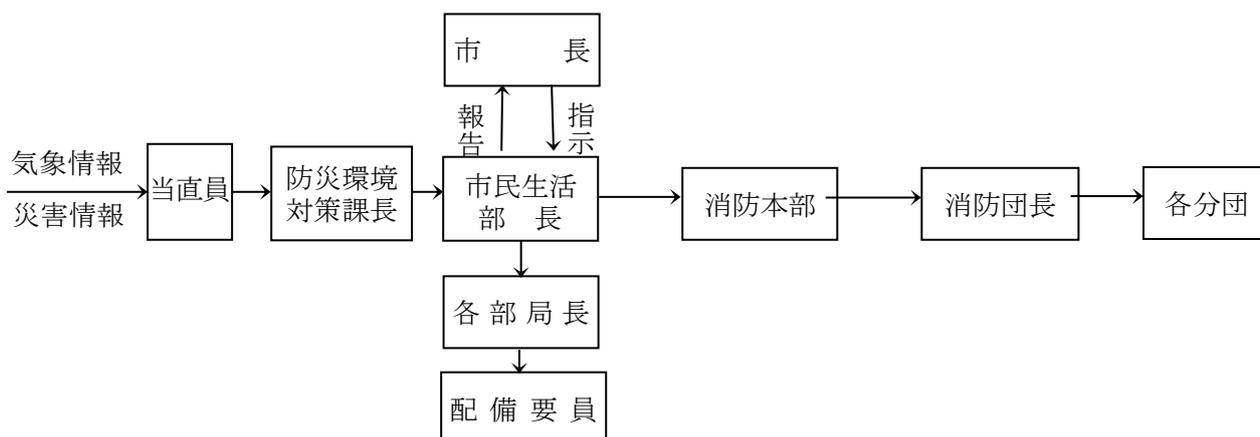
イ 動員要員たる職員は、勤務時間外においてメール、テレビ、ラジオ、広報車等により災害の発生を覚知した場合は、地域の被害の情報・状況や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。

ウ 職員の配備指令等の動員系統は次による。

(ア) 職員緊急連絡体制（勤務時間内）



(イ) 職員緊急連絡体制（勤務時間外）



## 5 受援体制の確立

市は、災害時において、国、県、他市町村、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

### (1) 知事又は他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときには、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

### (2) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、＜本章第9節「自衛隊の災害派遣要請」＞に基づき、自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

### (3) 職員の派遣の要請

#### ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、市長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は必要に応じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町に対し、以下の事項を示して職員の派遣を要請することができる。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする機関
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

#### イ 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんに求める。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

### (4) 受入体制の確立

災害応援要請をした市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

- イ 派遣職員等の宿舎を提供する。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を図る。

## 6 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

### ア 災害救援対策本部等の設置

市長は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

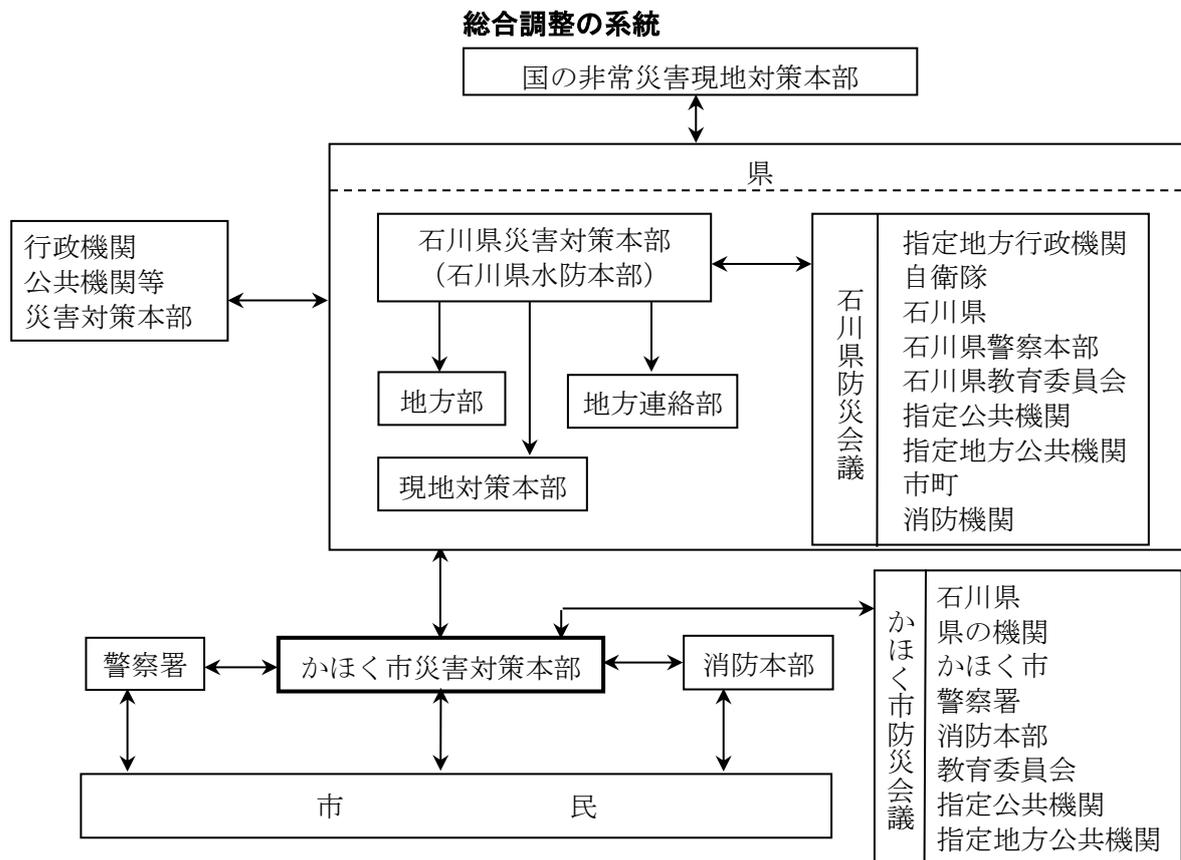
### イ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

- ウ 市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

## 7 災害応急対策の総合調整

市は、県が現地災害対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。また、市は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。



## 8 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

### (1) 職員や家族の安否確認

市職員は、自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属する課あるいは災害対策本部等へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被害状況等とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

### (2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

市長は、職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員の交代などにより、心身の健康管理に万全を期す。

## 第2節 事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときには、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

### 1 市長の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときに、法令又は本計画の定めるところにより、次の措置をとることができる。

#### (1) 出動命令等

- ア 消防機関、消（水）防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。
- イ 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること（警察官の出動を求める場合は、津幡警察署長を経て警察本部長に対して行う）。

#### (2) 事前措置等

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

#### (3) 避難の指示

本章第10節「避難誘導」に定める。

#### (4) その他応急措置等

本計画に掲げる市長の応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 市長の応急措置に関する責任（災害対策基本法第62条第1項）
- イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第14条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）
- ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）
- エ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条～第27条）
- オ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）
- カ 災害対策基本法第63条第2項に定める、市長の委任を受けて市長の職権を行う市長の吏員については副市長とし、副市長に事故のあるときは市民生活部長とする。
- キ 損失補償

市長はウにおける工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ該当処分により通常生ずべき損失を補償すること（災害対策基本法第82条第1項）。

ク 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償

市長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため市の区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。(災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項)

## 2 市の委員会並びに委員の応急措置

### (1) 警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知する。警察官又は海上保安官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処理は市長が行う。

### (2) 応急公用負担

警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第64条第7項又は同法第65条第2項に基づき、応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知する。

## 3 被害の発生及び拡大防止

### (1) 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防御するために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者<本章第1節「初動体制の確立」参照>が、その機能を挙げて所要の措置を講ずる。

このため市は、消防機関、消（水）防団その他地区の機関の災害時出動体制についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地域公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなどの体制を整えておく。

### (2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止にあたり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合には、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他市町長等に対する応援の要求）又は第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれにあたり、事態の推移に応じて、本部長（市長）は知事に対して状況報告をするとともに応援のあつせんを求める。

### (3) 第3段階（災害派遣体制）

市長は、災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、知事に対し自衛隊の部隊等の災害派遣を要請する。

### 第3節 気象予報及び警報等の伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

#### 1 気象予報区

石川 県	一次細分区域	二次細分区域	市町村等をまとめた地域の名称
	加賀		かほく市・金沢市・内灘町・津幡町
小松市・加賀市・白山市・能美市・川北町・野々市市			加賀南部
能登		輪島市・珠洲市・穴水町・能登町	能登北部
		七尾市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町	能登南部
沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）			

注) 一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

#### 2 種類及び発表基準

##### (1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が	

		発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
--	--	--

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

#### イ 警報等の基準

##### 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

雨に関する 50 年に一度の値一覧（平成 30 年 3 月 8 日現在）

地域					50 年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細区分	市町村等をまとめた区域	二次細区分	R48	R03	SWI	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	336	141	210	120

注 1) 略語の意味は右のとおり。R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注 2) 「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注 3) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 4) 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注 5) 特別警報の判定に用いる R03 の値は、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。

50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（平成 30 年 10 月 18 日現在）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
石川県	金沢 (参考値)	136	181

注 1) “※” が付いている地点は、現時点で積雪深の観測を行っていないもの。

注 2) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50 年に一度の値が算出できないもの。

注 3) “\*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。

注 4) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 5) 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

かほく市警報等の発表基準一覧表

発表官署		金沢地方気象台	
府県予報区		石川県	
一次細分区域		加賀	
市町村等をまとめた区域		加賀北部	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準 19	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 120	
	洪水	流域雨量指数基準 宇ノ気川流域=13.9、大谷川流域=5.6	
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s	
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間の降雪の深さ 25 cm 山地 12時間の降雪の深さ 55 cm	
	波浪 (有義波高)	5.0m	
	高潮	潮位 1.2m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 102	
	洪水	流域雨量指数基準 宇ノ気川流域=11.1、大谷川流域=4.4 複合基準*1 宇ノ気川流域=(5、11.1)、大谷川流域=(6、3.5)	
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s	
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間の降雪の深さ 15 cm 山地 12時間の降雪の深さ 35 cm	
	波浪 (有義波高)	3.0m	
		高潮	潮位 0.8m
		雷	落雷等により被害が予想される場合
		融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上
		濃霧 (視程)	陸上 100m、海上 500m
		乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%
		なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合 (昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき (ただし、0℃以上)
		低温	夏期：最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-4℃以下
		霜	早霜・晩霜期に最低気温が3℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm	

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
  - (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。
  - (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
  - (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
  - (5) 表中において、対象の市町等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
  - (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
  - (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町等の域内において単一の値をとる。
  - (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
  - (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
  - (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各地域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町等において主要な河川は存在しないことを表している。
  - (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
  - (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
  - (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
  - (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (注) 1 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- 2 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 風に関する基準については、金沢地方气象台、輪島特別地域気象観測所とも観測機器が高所に設置してあるため、値はこれとは別に設定している。

大雨警報・洪水警報の危険度分布等  
警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階で色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達基準に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報と同じ区域（加賀、能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（加賀、能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める

(6) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県加賀など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県など）で発表される

### 3 気象警報等の伝達

(1) 金沢地方気象台が気象予報及び警報等を発表した場合、県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により市町へ伝達することになっている。これを受けた市は、必要に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等を使用して市民及び関係機関へ周知する。

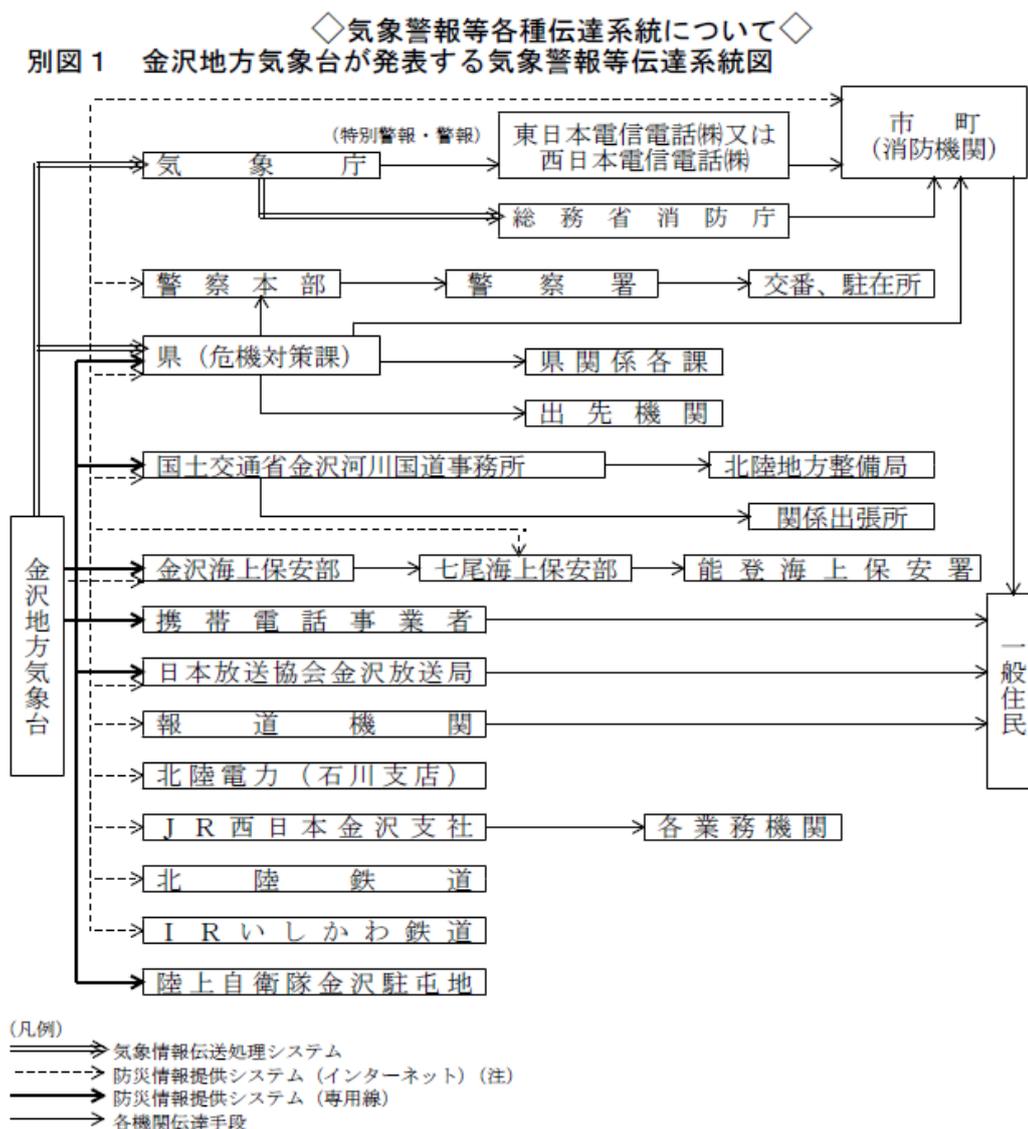
なお、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(2) 西日本電信電話(株)金沢支店は、一般通信に優先し市町へ電話回線を利用して略号等により警報を伝達することとなっており、警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号は次表による。

警 報 の 種 類	同 略 号	警報解除の種類	同 略 号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

- (3) 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力することとなっている。
- (4) 伝達系統は次図による。

金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

#### 4 水防法に定める水防警報

(1) 本市における知事が水防警報を行う河川は次のとおりであり、津幡土木事務所長が直接これを発表する。

■知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区 域		発表者
河北潟	かほく市内日角	宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで 津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気	塚越橋 80m上流	河北潟（東部承水路）合流点まで 〃

(2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必要な警報を発表する。

段階

準備：水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの

出動：水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの

状況：水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの

解除：水防活動の終了を通知するもの

(3) 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位
河北潟	潟 端	河北郡津幡町太田	潟 端	0.90m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.35m

#### 5 水位情報の通知及び周知

(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、津幡土木事務所長が直接これを発表する。

河川名	区 域		発表者
河北潟	かほく市内日角	宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで 津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気	塚越橋 80m上流	河北潟（東部承水路）合流点まで 〃

(2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

ア 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、津幡土木事務所長が発表する。

イ 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、津幡土木事務所長が発表する。

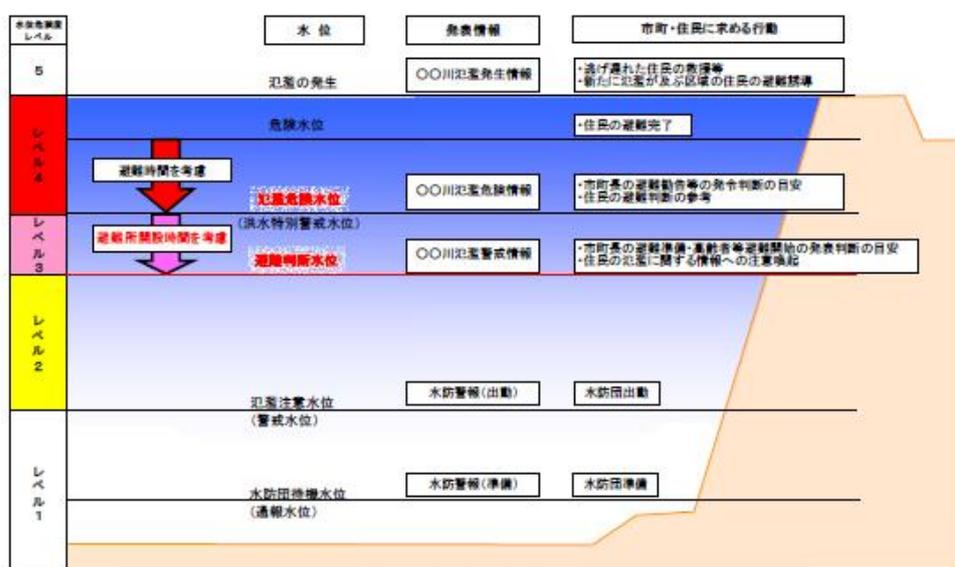
ウ 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、津幡土木事務所長が発表する。

なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位
河北潟	潟 端	河北郡津幡町太田	潟 端	1.10m	1.20m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.60m	2.90m

参考図



## 6 消防法に定める火災警報及び火災気象情報

- (1) 火災警報は、市の区域を対象として市長が消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- (2) 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。
- (3) かほく市における火災警報の基準は、次のとおりである。
  - ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度40%以下になり、最大風速7m/sを超える見込みのとき。
  - イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く場合。  
ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。
  - ウ 災害予防上、消防長が危険と認めるとき。
- (4) 市は、火災警報を発し、又は解除した場合には、防災行政無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、ラジオ、サイレン吹鳴、広報車等により、市民に周知徹底し、県あてに通報する。

## 7 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して石川県と金沢地方気象台が共同で発表する。

### (1) 発表対象及び単位

発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

### (2) 発表基準

土砂災害発生危険基準に達すると予想した時、石川県と金沢地方気象台が協議して発表する。

土砂災害警戒情報の発表は、市民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予想降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

### (3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。なお、市は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

## 8 その他の警告

市長は、2から7以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、市民に対し広報車等により所要の指示・警告を行う。

## 第4節 災害情報の収集・伝達

市は、災害発生時において迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救護活動に重点を置き、防災関係機関との緊密な連携のもとに、正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

### 1 情報収集体制及び伝達系統の確立

#### (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

##### ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合には、直ちに消防庁へ報告する。

##### イ 119番通報に係る状況の情報

市は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

#### (2) 災害情報センターへの報告

県は、災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、災害時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び県民に対する広報活動に万全を期するため、災害情報センターを開設することになっており、市は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

#### (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県の危機対策課又は県の出先機関に報告する。

イ 市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

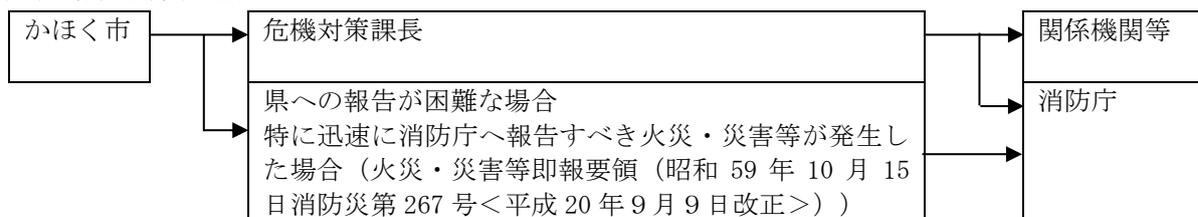
ウ 市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

#### (4) 関係機関等の協力関係

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市に連絡する。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(5) 情報収集伝達体制



(6) 安否情報の収集等

市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

(7) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部（分署）、警察署のうちいずれかに速やかに報告する。

この場合において、市長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官がこれを受けた場合には市長を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報することとなっている。

ア 異常な自然現象

(ア) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

(イ) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。

イ その他の現象

(ア) 陸上及び水上における大量の流出油。

(イ) ガス等の大量漏えい。

(ウ) 火災、その他異常と思われるもの。

(8) 災害情報等収集の分担

本市に災害が発生した場合における被害状況及び応急対策の実施状況の収集は、次の分担によりそれぞれ収集し、総務部が取りまとめる。

なお、発災直後においては、周辺で知り得る範囲もしくは登庁途上における目視調査など概略把握結果とし、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

担当部	調査事項	
総務部	・市有財産の被害	
市民部	・人的、住家等一般被害状況、応急対策状況の総括 ・社会福祉施設の被害	・医療、衛生施設の被害 ・他の部に属さない関係の被害
産業建設部	・交通関係の被害 ・市民生活及び生活必需物資の動向 ・商工業関係の被害 ・観光関係の被害 ・電気通信関係の被害 ・電力関係の被害 ・耕地関係の被害	・農作物関係の被害 ・畜産関係の被害 ・山林関係の被害 ・その他の農業関係施設等の被害 ・船舶、水産関係の被害 ・下水道施設の被害 ・上水道関係の被害
教育委員会	・教育関係施設の被害	
消防本部	・災害全般の被害及び措置状況	

## 2 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。〈報告様式及び被害状況の判定基準については資料編3-1、3-2参照〉

### (1) 被害報告等の基準

市は、原則として次に掲げる災害は県（危機対策課）に報告を行う。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 市が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害における被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 人的被害又は住家被害のあったもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請があったもの。

### (2) 報告の要領

- ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、
  - (ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。
  - (イ) 順次市災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

## 第5節 通信手段の確保

市は、防災関係機関と連携し、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

### 1 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

#### (1) 電話による通話

ア 市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話(株)金沢支店等と災害時優先電話について協議し、決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、局番なし102番に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

#### (2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、西日本電信電話(株)金沢支店等（局番無し115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

#### (3) 非常通信

##### ア 専用通信施設の利用

市は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

##### イ 非常通信協議会

市長は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。

##### ウ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、

(ア) 公共機関であること。

(イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。

(ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

エ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急止むを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 天災の予報及び警報等に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
  - ・ 中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
  - ・ 石川県防災会議会長及び市町防災会議会長
  - ・ 石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

県、市及び防災関係機関は、相互の緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、県、市及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

(7) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

(8) アマチュア無線等ボランティアの活用

市は、地域ごとのきめ細かい情報受発信を実現するため、市内のアマチュア無線局および各種事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。このため、該当の組織、個人ボランティアには事前に協力を依頼するとともに、無線設備の設置場所、使用周波数等を把握しておく。

また、市は、ボランティアの効果的な活用が図られるよう、県の担当部局と連携して環境整備を行う。

同様に、アマチュア無線従事者免許を所持する市職員の無線機も活用することにより、迅速な情報受発信を行う。

## 2 通信設備の応急復旧

(1) 市

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、県及び市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

## 第6節 県消防防災ヘリコプターの活用

災害時においては、道路の通行が困難になることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、救急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策に関することについては、県消防防災ヘリコプターを活用する。

### 1 県消防防災ヘリコプターの活動内容

県消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

#### (1) 災害応急救護活動

- ア 被害状況等の調査及び情報収集の活動
- イ 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- ウ 救援物資、人員等の搬送
- エ 消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

#### (2) 救助活動

- ア 捜索又は救助活動
- イ 高層建築物火災における救助活動
- ウ 陸上から接近できない被災者の救助活動

#### (3) 救急活動

- ア 遠距離の救急患者搬送
- イ 傷病者発生場所への医師等の搬送、医療品等の輸送

#### (4) 火災防御活動

- ア 被害状況等の調査及び情報収集活動
- イ 林野火災等における空中からの消火活動
- ウ 消防職員、消防資機材等の搬送

### 2 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱(平成9年4月23日)」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要項(平成9年4月23日)」の定めるところにより運航する。運航の基本要件は、同要項に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合である。

### 3 支援要請

知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定(平成26年4月1日)」の定めるところによる。

#### (1) 支援要請の要件

消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、県に対して要請を行う。

- ア 災害が隣接する町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 市等の消防力によって防衛又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにFAXにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- カ 支援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	電話番号 0761-24-8930
	FAX番号 0761-24-8931

#### 4 場外離着陸場等の確保

場外離着陸場、その他の臨時離着陸適地については、＜資料編8-4、8-5参照＞のこと。

## 第7節 災害広報

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市は、防災関係機関と連携し、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

### 1 広報の内容

#### (1) 災害発生直後の広報

- ア 被害状況及びその他の災害情報
- イ 災害応急対策及び活動状況
- ウ 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- エ 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- オ 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- カ 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

#### (2) 被災者に対する広報

- ア 市内における災害の発生等被害状況の概要
- イ 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- ウ 医療機関の診療状況
- エ 電気等ライフラインの復旧状況
- オ 交通機関等の復旧状況
- カ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- キ 被災者生活支援に関する情報
- ク 犯罪情勢及び予防対策

### 2 広報手段等

#### (1) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

- ア テレビ、ラジオ、新聞等
    - (ア) 県提供番組枠による災害関係情報の提供
    - (イ) 放送機関との協定に基づく放送要請
    - (ウ) 報道機関への発表・情報提供
  - イ インターネットの活用
  - ウ 携帯電話の活用
  - エ 紙媒体の活用
  - オ 臨時広報誌の発行
  - カ 相談窓口による情報提供
  - キ 臨時災害FM局の活用
  - ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用
- (2) 留意事項
- ア 広報担当者は、市民に対し、災害情報及び応急対策の状況等を具体的にわかりやすくまとめて時系列的かつ迅速に広報する。また、外国人に対してもわかりやすいように配慮する。
  - イ 広報内容は統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。
  - ウ 災害発生前の広報については、災害の規模・動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、広報する。
  - エ 災害発生後の広報については、被害の推移、避難準備及び避難の指示、交通機関の運行状況、ライフラインの現状、救助活動の状況、応急対策の現状等が確実に周知できるように広報する。
  - オ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

### 3 被災地域の相談・要望等の対応

市は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。また、その対策を積極的に広報する。

### 4 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第8節 消防活動

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、市・消防機関はもとより市民挙げて出火防止と初期消火を行うとともに、関係機関と連携して市民の救急・救助をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能を挙げてあたる。

### 1 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、市民、事業者挙げて出火防止に努めるとともに、市民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

また、市は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときには、速やかに広報を行うとともにラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなどして、市民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

### 2 応援要請

#### (1) 県内市町間の相互応援

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 消防長は、本市の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

#### (2) 県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長等が必要と判断した場合は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

#### (3) 他県等への応援要請

ア 市長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。＜応援協定締結状況は資料編2－3参照＞

イ 大規模火災により大規模な被害が発生し、市長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求めた場合、知事から消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果は直ちに市長に連絡される。

### 3 消防活動

#### (1) 火災発生状況等の把握

消防本部、消防団は警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

ア 火災の状況

イ 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

#### (2) 消防活動の留意事項

災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の火災が発生している地区は、市民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難経路の確保等市民の安全確保を最優先に活動を行う。

ウ 危険物の漏えいにより災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立ち入り禁止、避難誘導等の措置をとる。

エ 救急活動の拠点となる病院、避難所及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携を図る。

### 4 消防団の活動

#### (1) 出火防止

出火防止のため市民への広報を行うとともに、出火時には市民と協力して初期消火に取り組む。

#### (2) 消火・救急活動

火災時には消防本部とともに消火活動を行う。また、火災のおそれがないときには、救急救助活動を行う。

#### (3) 避難誘導

避難勧告・指示がなされたときには、市民に伝達するとともに、警察、自主防災組織等と連携して避難誘導を行う。

### 5 救助・救急活動

市及び消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

### 6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、県等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

## 第9節 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが派遣要請にあたっては、市は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような的確な情報提供を行う。

### 1 災害派遣の適用

災害状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合。
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合。
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合。

なお、これらの場合の派遣基準は、下記のとおりに定められている。（災害対策における自衛隊との連携等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））

- ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
  - イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
  - ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
  - エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。

### 2 派遣の要請手続

- (1) 応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときには、市長が次の要請事項を明らかにした文章で知事あて（危機対策課）に申し出る。＜様式は資料編2-1参照＞  
ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文章を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 現に実施中の応急措置の概況
- オ 宿泊施設等の受入態勢の状況
- カ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者
- キ その他参考となるべき事項

(2) 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときには、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、(2)により通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

(4) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101

### 3 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救護及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、その旨を市長に通知する。

- ・被害状況の把握
- ・避難の援助
- ・遭難者等の捜索救助
- ・水防活動
- ・消防活動
- ・道路又は水路の啓開
- ・応急医療、救護及び防疫
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊飯及び給水
- ・救援物資の無償貸付又は譲与
- ・危険物の保安及び除去
- ・その他

### 4 使用資機材の準備

災害派遣が決定・実行された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入態勢を整備する。

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市が準備する。

## 5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費
- (4) 市が管理する有料道路料

## 6 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

- (1) 空中偵察中の自衛隊航空隊との連絡

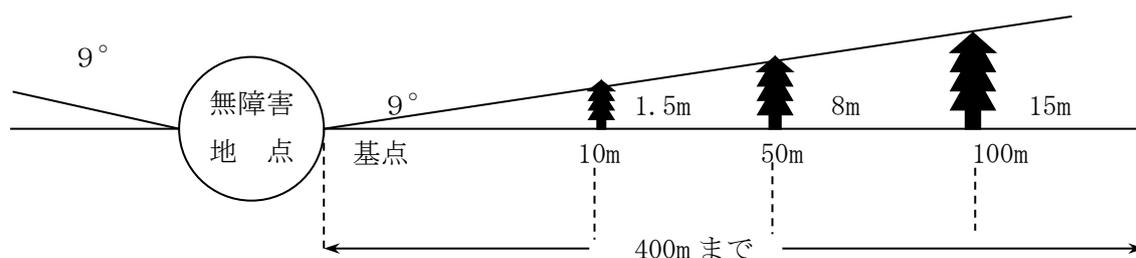
自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。なお、異常がない場合は、旗は振らないこと。

- |                  |      |
|------------------|------|
| ア 急患が発生している場合    | 赤 旗  |
| イ 食料が極度に不足している場合 | 青 旗  |
| ウ 両方とも発生している場合   | 赤青両旗 |

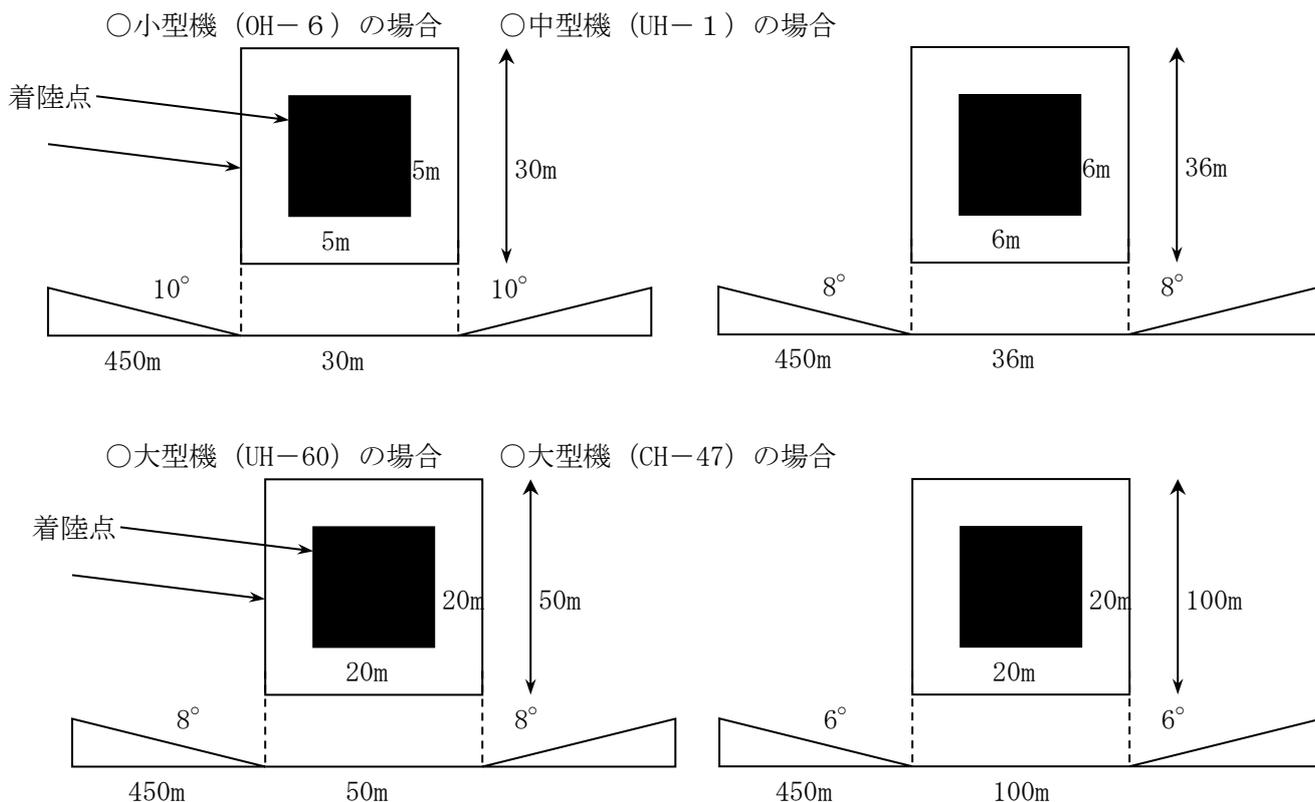
- (2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周辺に建物、かん木及び電柱等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



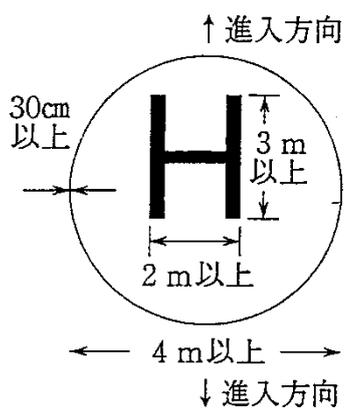
(ア) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準



(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

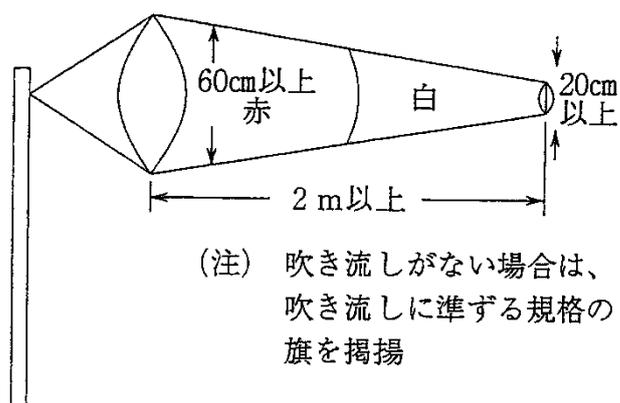
イ 着陸地点には、次の基準の㊦記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

○㊦記号の基準



- ・石灰等で標示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に表示

○吹き流しの基準



- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

ウ 危険予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせ  
ない。

(イ) 防塵措置

砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

## 7 派遣部隊の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通じて要請する。
- (2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する<様式は資料編2-2参照>
- (3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

## 第10節 避難誘導等

災害により火災、危険物の漏えい、地すべり、山崩れ及び崖くずれ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、市長は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

### 1 避難の勧告又は指示の実施及び基準

市長等は、次の措置を講じる。

#### (1) 市長（災害対策基本法第60条及び第61条の2）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、本計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、市長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」を指示することができる。

エ 市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

#### (2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条）

前記（1）の市長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「屋内安全確保」を指示することができる。なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

#### (3) 水防管理者（市長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

- (4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

- (6) 相互の連絡協力

(1) から (5) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

- (7) 避難勧告等の発令方法

避難勧告等の発令に当たっては、市民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

## 2 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知

- (1) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

- ア 避難の勧告又は指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- カ 出火防止の措置
- キ 電気（配電盤）の遮断措置
- ク その他必要な事項

- (2) 避難の勧告・指示（緊急）の時期

市長は、避難の勧告又は指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

### (3) 住民への周知

市長は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

## 3 避難準備・高齢者等避難開始の発令

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等に対して、早めの段階で自主的な避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

また、市は、避難勧告・避難指示（緊急）等を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。

なお、避難準備・高齢者等避難開始の発令、内容及び周知については、上記2及び3を準用する。

## 4 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

### (1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1)の市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

## 5 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市長は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

## 6 避難者の誘導

避難者の誘導は、市の職員、警察官等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心がけ、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、自主防災組織、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

## 7 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

避難所の開設が必要な場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地域住民、避難所担当職員及び施設管理者が協力し、津幡警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。〈避難所の位置は資料編6-1参照〉

また、災害が発生していない場合であっても、市民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。

なお、市のみでは開設が困難なときは、県に応援を要請する。また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則開設しないものとする。

ア 避難生活の対象者

- (ア) 住居等の被災者
- (イ) 避難勧告などの対象地域の居住者
- (ウ) 帰宅できない旅行者、迷い人等

イ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難所の名称
- (イ) 避難所開設の日時及び場所

(ウ) 避難世帯数及び人員(避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。)

(エ) 開設期間の見込み

(オ) 必要な救助・救援の内容

ウ 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(2) 避難所の運営

ア 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。

運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。

イ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代表者を定め避難所の責任体制を明確にする。

ウ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安全化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。

オ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定を図る。

カ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(3) 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレなどを設置管理する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所での生活が要配慮者の生活に著しく障害になっている場合は、市は、適切な二次的避難所をあっせんするほか、必要に応じて旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

イ 市は、環境変化等から生じる避難市民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(5) 二次避難支援の実施

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(6) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(7) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(8) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

## 8 広域避難対策

### (1) 広域避難対策

ア 市は、被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 市は、県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、市はこれに協力する。

### (2) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### (3) 避難経路の確保

被災者の避難・移送のための避難経路の確保が市のみでは困難な場合は、県を通じて自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保応援を要請する。

## 9 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、民間企業と協定を締結し協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

## 10 避難所外避難者対策

市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

## 第11節 要配慮者の安全確保

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

### 1 在宅の要配慮者に対する対策

#### (1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否の確認に努めるとともに必要となる支援内容を確認しておく。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて町会長、区長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

#### (2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

#### (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

##### ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。また、必要に応じて医療機関等と連携し、災害による精神的ストレスや生活環境の変化による体調の急変などにも対して適切な処置を行う体制を整える。

##### イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

避難所の入所にあたっては、収容場所の選定などに配慮し、避難生活による精神的・身体的ストレスを可能な限り緩和できるような環境を提供する。

(4) 二次避難支援の実施

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

## 2 社会福祉施設等における対策

市は、社会福祉施設の管理者に対して、次の事項について指導する。

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

イ 入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救護を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

ウ 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

エ 夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日ごろから連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能となった場合の措置

施設管理者は、施設の継続的使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

### 3 医療機関における対策

#### (1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

#### (2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

#### (3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

### 4 外国人に対する対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供体制を整備する。

#### (1) 広報車等による外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。

また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズを把握する。

#### (2) 市は、必要に応じて県及び（財）石川県県民ボランティアセンターに要請し、テレビ、ラ

ジオ、市ホームページ、メール、ケーブルテレビ等を活用し、外国語による情報提供を行う。

## 第12節 災害医療及び救急医療

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

### 1 実施体制の確立

#### (1) 市

- ア 市長は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、郡市医師会及び市内医療機関<資料編7-1参照>等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。
- イ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接町及び県に協力を求める。
- ウ 患者等の搬送や医療品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施にあたり必要な設備の設置を講ずる。

#### (2) 県

- ア 保健所は、市町災害対策本部の医療担当部署に対し、医療救護活動の連絡・調整等にかかる技術的な支援を行うとともに、市町の医療救護の調整業務に支障が生じた場合は、当該業務を補完することとなっており、市はこれに協力する。
- イ 保健福祉センター及び地域センターは、保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として、地域における保健衛生活動の総合的な調整を行うこととなっており、市は必要に応じて協力を要請する。

## 2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

### (1) 市

ア 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び医療機関等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

### (2) 県

ア 災害医療支援室の設置

(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。

(イ) 県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。

(ウ) 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

イ DMATの派遣

(ア) 県は、石川DMATが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川DMAT指定病院に対して石川DMATの出動を要請することとなっている。

(イ) 県は、震度6強又は20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる地震の場合は、国及び他の都道府県にDMATの派遣を要請する。

(ウ) 県は、必要に応じて、災害医療支援室の下にDMAT活動支援室を設置する。

(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとにDMAT活動拠点連絡会を設置する。

ウ 医療救護班の派遣

(ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

(イ) 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に医療救護班の派遣を要請する。

- (エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとにDMAT活動拠点連絡会を設置する。
- (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。
- (エ) ドクターヘリの派遣要請
- (ア) 県は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院（県立中央病院）に対して、派遣を要請する。
- (イ) 災害時における運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。
- (オ) 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。
- (3) 石川DMAT指定病院
- ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。
- イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。

石川DMATの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1

ウ 石川DMA T指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMA Tを出動させる。この場合、石川DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMA Tの業務内容

- (ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）
- (ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）
- (エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMA Tの情報共有

DMA Tは、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

### 3 救護所の設置

市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、必要に応じて避難所、災害現場に近い公民館などの公共施設等に救護所を設置、運営する。

なお、救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

### 4 医療救護班派遣要請

災害時における医療救護は、一義的には市が実施する。しかし市のみで対応できない場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

(1) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 重傷者の後方病院への搬送手続き
- エ 救護所における診療
- オ 避難所等の巡回診療
- カ 被災地の病院支援
- キ その他必要事項

(注) トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、重傷者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

(2) 災害拠点病院

次の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

種 別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
	公立松任石川中央病院

(3) 情報の提供

市は、的確な医療救護活動のため、市内医療機関、救護所の被害状況等を県へ報告する。

## 5 災害時後方医療体制

医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。

## 6 重病患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送する場合、原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市が対応する。

重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、＜本章第6節「県消防防災ヘリコプターの活用」及び第9節「自衛隊の災害派遣要請」＞に準ずる。

## 7 医療品等の調達

- (1) 市は、医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、市内の関係業者から調達する。＜資料編7－3参照＞
- (2) 市は、市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し調達あっせんを要請する。

## 8 医療機関のライフラインの確保

市は、電気、ガス、水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

## 9 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼動状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るとともに、水、医療品及び適切な食事の確保に努める。

また、市は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、必要に応じて県に支援要請し、透析医療の確保に努める。

## 第13節 健康管理活動

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

### 1 実施体制

市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行い、県は、市が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。

### 2 健康管理活動従事者の派遣体制

(1) 市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

(2) 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、市が行う健康管理活動を支援する。

また、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する。

県は、必要な場合、市に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

### 3 健康管理活動

(1) 市は、健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。

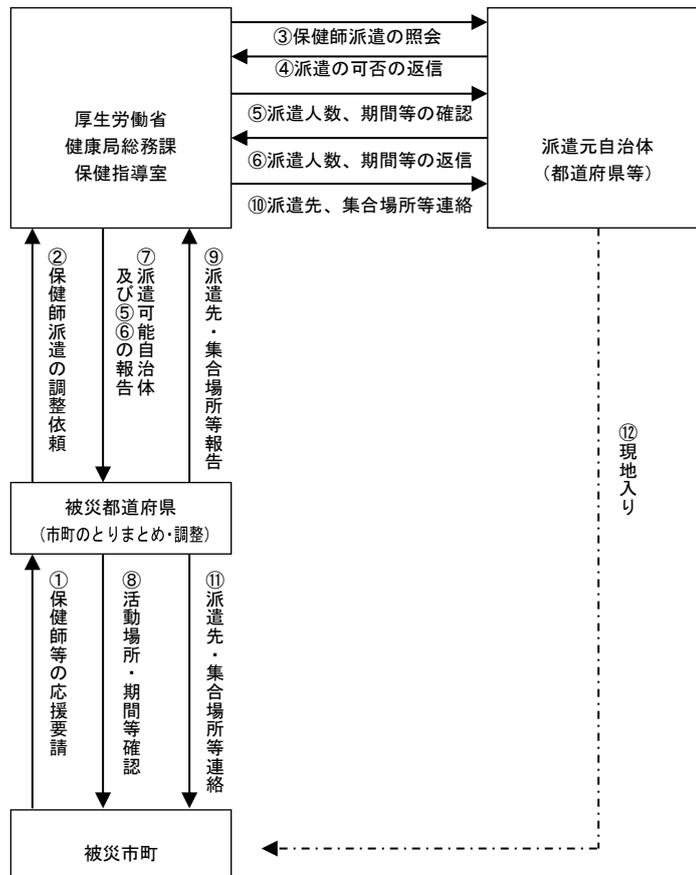
(2) 市は、保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

(3) 市は、避難生活における健康への配慮点などを広報することにより、避難者自らが健康管理に注意するように呼びかける。

(4) 市は、健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き  
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



## 第14節 救助・救急活動

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については、一刻も早い救出・救助活動が必要となる。このため市は、防災関係機関と相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、県や他の地方公共団体に応援を要請する。

### 1 実施体制の確立

#### (1) 市

ア 消防職（団）員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動にあたる。

また、市民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県および他の市町に応援を要請する。

#### (2) 市民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

### 2 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第8節「消防活動」6による。

## 第15節 水防活動

市は、防災関係機関と連携し、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、洪水ハザードマップの配布をはじめとする水防上必要な啓発活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大を防止する。

### 1 気象予報警報等に対する措置

- (1) 消防本部は、水防に関係ある気象、洪水等の予報を受けたときには、消防無線及びメール等により消（水）防団に周知する。
- (2) 市は、水防に関係する気象・洪水等の予報を受けた場合には、県津幡土木事務所と常時連絡を行う。
- (3) 執務時間外における連絡  
災害対策本部設置以前又は執務時間外に異常気象通報があった場合の伝達要領は下記による。  
ア 異常気象通報を受けた当直員は、直ちに防災環境対策課長に連絡し、指示を受ける。  
イ 異常気象通報の連絡を受けた防災環境対策課長は、市民生活部長へ連絡し、市民生活部長は、状況により災害対策本部の設置を必要と認めた場合は、市長又は副市長に通報し、各部課長を招集する。

### 2 雨量水位の通報

- ア 市は、気象状況により、相当の降雨があると認めるときは、町会長・区長と緊密な連絡をとり、必要に応じ各地区の降雨状況を把握する。
- イ 市長は、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、消防本部より正確な資料を敏速に入手しなければならない。

### 3 消（水）防団の出動

- (1) 出動準備  
ア 県水防計画に定められた警戒水位に達するか、又は警戒水位を超えるおそれがあると予想されるとき。  
イ 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、その他水防上必要と認められるとき。  
ウ 気象予報により、洪水、高潮の危険が予想されるとき。

エ 配備体制

配備体制	配 備 基 準	配備の内容
第1次 配備体制	・大雨、洪水、高潮各注意報の1以上が発表され、産業建設部長が必要と認めたとき ・その他必要により本部長が配備を指令したとき	情報連絡活動等に当たる要員配備
第2次 配備体制	・大雨、洪水、高潮各警報の1以上が発表されたとき ・その他必要により本部長が配備を指令したとき	水防応急対策等に当たる要員配備
第3次 配備体制	・被害が特に甚大と予想されるとき ・予想されない重大な災害が突発したとき ・本部長が状況により特に配備を指令したとき	水防対策全般に全本部員で当たる状況により、協力要員配備

(2) 出動

- ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき及び干拓堤防、ため池、用排水路に損壊のおそれがあるとき。
- イ 潮位が異常を示し高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本市若しくは、その近くを通過するおそれのあるとき。
- ウ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

## 4 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防法第9条に基づき、河川等の巡視者は、消（水）防団とする。巡視者は区域内に水防上危険であると認められる箇所があるときには、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

消（水）防団員は、水防区域の監視及び警戒を行い、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回し、次の状態に注意し、異常を発見した場合には直ちに市長、県津幡土木事務所に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は決壊
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は決壊
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの浸水と扉の締め具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部の異常

(3) 警戒区域の設定

市長は、水防法第14条の規定により、水防活動上緊急の必要がある場合は警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域から退去を命ずることがある。

なお、水防法第14条第2項の規定により、水防機関又は消防機関に属するものがないとき又は前記機関の要求により、警察官は、同項に規定するものの職権を行うことができる。

(4) 警察官の援助の要求

市長は、水防のため必要と認めるときは、所轄する警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

## 5 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が起こる時間は、洪水時間にもよるが、多くの場合水位が最大の時又はその前後である。ただし、法面崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多く、水位が最大洪水水位の4分の3位に減水したときが最も危険とされる。このため、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

(2) 工法

工法はその選定を誤らなければ、一種類の工法を施すだけで成果をあげられる場合が多いが時には数種の工法を行ってその目的を達することがあることから、これらのことを考慮のうえ防止に努めること。

工法を選定するにあたっては、構造、対面護岸の状況等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近にて得やすい工法を施すこと。

## 6 避難勧告等の伝達方法（旧水防信号）

市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、地域特性に応じた複数に組み合わせ、災害の状況に応じた最善の方法により行う。

伝 達 先	伝 達 方 法
市民	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民</li> <li>◇ 町会長・区長</li> <li>◇ 自主防災組織代表者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線</li> <li>・ 広報車、消防車</li> <li>・ 市ホームページ、ケーブルテレビ</li> <li>・ 電話、FAX、テレビ、ラジオ、メール</li> </ul>
要配慮者、福祉関係機関等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 要配慮者の事前登録者</li> <li>◇ 市社会福祉協議会</li> <li>◇ 老人ホーム</li> <li>◇ 保育所</li> <li>◇ 病院等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線</li> <li>・ 電話、FAX、テレビ、ラジオ、メール</li> </ul>
防災関係機関等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 警察署、消防署、消（水）防団</li> <li>◇ 郵便局(株)、JR宇野気駅、横山駅、高松駅</li> <li>◇ 県、土木事務所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話、FAX</li> </ul>

## 7 水防倉庫並びに備蓄資材

水防倉庫には、水防資材を常時備蓄しておく。〈詳細は資料編5-1参照〉

## 8 費用負担と公用負担

### (1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、市が負担する。

### (2) 公用負担

水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者（市長）、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他の資材の使用

ウ 車馬その他の運搬具、又は器具の使用

エ 工作物、その他の障害物の処分

## 9 避難及び救助

(1) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防法第21条に基づき、知事、その命を受けた県職員又は市長は、必要と認められる区域の居住者に対し避難の指示をすることができる。この場合所轄する警察署長に通知しなければならない。

(2) 市民への避難勧告及び指示は防災行政無線、広報車、消防車、市ホームページ、ラジオ及びテレビ放送等をもって伝達する。

(3) 市民への避難場所及び経路は状況に応じてそのつど指示伝達する。

## 10 水防解除

市長は水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ市民に周知させるとともに県津幡土木事務所にその旨を報告する。

## 11 水防報告と水防記録

市長は水防が終結したときは石川県水防計画に基づく水防実施状況報告及び水防顛末報告書により必要事項を取りまとめ、県津幡土木事務所を經由して県に報告する。

## 第16節 災害救助法の適用

市長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。

なお、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

### 1 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項1～4の規定による。本市では次のいずれかに該当する災害が該当する。

適用の指標	住家滅失世帯数
1. 市内の住家滅失世帯数	60世帯以上
2. 県内の住家滅失世帯数および市内の住家滅失世帯数	県内1,500世帯以上でかつ市内30世帯以上
3. 県内の住家滅失世帯数および市内の住家滅失世帯数	県内7,000世帯以上でかつ市内多数世帯
4. 災害が隔絶した地域に発生するなど被災者の救護が著しく困難な場合	多数世帯
5. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき	—

※上記5の適用基準は、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準による。

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）

イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

※適用基準は市町村の人口（直近の国勢調査による）により区分されており、上記は人口30,000人以上50,000人未満の市町村の基準である。

※住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

1. 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
2. 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
3. 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯

帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

## 2 適用手続き

- (1) 市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。
- (3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

## 3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる（令第3条第2項）

## 4 災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」〈資料編4-1参照〉の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該活動を行う期間を通知し、市長が行うこととする。

この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第17条第1項）

- (3) 知事は、前項（2）の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。（令第17条第2項）
- (4) 知事は、「災害救助法による医療及び助産救助の委託協定書（昭和31年7月16日）」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。

## 5 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市が実施し、災害救助法による救助に準じて行う。

## 第17節 交通確保対策

市は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、道路管理者、警察等と連携して、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上及び海上交通の確保を図る。

### 1 陸上交通規制

#### (1) 交通規制の実施機関及び理由

実施機関		交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	国土交通省 又は県
	県道	県
	市道	市
	臨港道路	県又は市
	漁港道路	県又は市
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1. 災害時において緊急交通を確保するため必要があるとき。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3. 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と、警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

#### (2) 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

#### (3) 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により規制する。

##### ア 道路管理者等

災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときには、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

なお、道路管理者等は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

(ア) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

- (イ) 知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。
- (ウ) 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- (エ) 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線および道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）に定める様式により標示を行う。
- (オ) 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

#### イ 警察（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、一般社団法人石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制を行う。

#### (ア) 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

#### (イ) 県境附近の交通規制

災害発生後、県警高速道路交通警察隊及び関係警察署は、富山、福井両県に接する道路からの車両の県内進入を禁止又は制限する。

#### (ウ) 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

#### (エ) 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

#### (オ) 通行禁止区域等の措置

- a 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- b aによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

- c 警察（公安委員会）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 自衛官及び消防吏員の措置

イ「(ウ)通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

(4) 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

ア 規制標識

- (ア) 道路法（昭和27年法律第180号）第45条（公安委員会の交通規制）によるもの
- (イ) 道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの
- (ウ) 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る表示の様式等）第1項によるもの

イ 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- (ア) 禁止又は制限の対象
- (イ) 区間又は区域
- (ウ) 期間
- (エ) 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車両の協力を求める。

(5) 緊急通行車両確認証明及び標章

ア 緊急通行車両としての要件

- (ア) 道路交通法第39条の緊急自動車
- (イ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

イ 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、〈資料編2-4、2-5〉のとおりである。

#### (6) 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
  - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - ・停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ・車両を置いて避難するときには、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

## 2 海上交通規制

海上保安部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶の円滑な航行を確保する。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

## 第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

市は、災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

### 1 行方不明者及び遺体の捜索

市は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安部の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

### 2 遺体の検視（見分）及び処理

市は、検案、遺体の検視（見分）、輸送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

#### （1）遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、警察官または海上保安官が検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び遺体見分調書を作成して、遺体を遺族又は市長に引き渡す。

#### （2）身元不明者に対する措置

市は、警察と緊密に連携し、身元不明者の措置について協力する。

この場合身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、遺体の写真の掲示、縦覧などを行い、早期に確認できるようにする。

#### （3）災害により周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、海上保安部は所属巡視船艇により捜索を実施し、収容した遺体は家族又は市長に引き渡す。

#### （4）遺体の処理

市は、救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

### 3 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬にあたっては、火葬許可手続きが速やかに行えるようにする。

#### （1）火葬許可証の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

#### （2）埋葬に関する相談

遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

#### 4 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を設置し、消防本部、警察署等と緊密に連携し、的確な情報を把握する。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

#### 5 広域応援対策

市は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

#### 6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、＜本章第16節「災害救助法の適用」＞による。

## 第19節 ライフライン施設の応急対策

ライフラインの復旧は、被災者の生活や復旧作業に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を的確に把握し、必要な要員及び資機材の確保、早期の復旧を図る。

また、必要に応じて、広域的な応援体制を構築する。

### 1 電力施設

市は、北陸電力㈱の行う応急復旧対策に、必要に応じて協力する。

### 2 通信施設

市は、西日本電信電話㈱の行う応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

### 3 上水道施設

被害施設を早期に復旧するため、市（水道事業者）は、効率的に復旧活動を実施する。

(1) 市民からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の破損状況、漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などを把握する。

特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、並びに福祉関連施設等にいたる管路については、優先的に点検する。

(2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 市が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときには、次の事項を示して県にあっせん  
の要請を行う。

ア 応急復旧作業に必要とする人員数

イ 応急復旧作業に必要とする期間

ウ 応急復旧作業場所

エ 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

(4) 被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。

イ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

ウ 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

## 4 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が被災したとき、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置をする。

### (1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

### (2) 被害状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

### (3) 応急対策

#### ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

#### イ 仮設トイレの設置

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難所施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

### (4) 被害箇所の応急復旧

市内建設業者と連絡を取り合い、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

### (5) 資材等の調達

応急資材は、市内の排水設備等指定工事店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

### (6) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

### (7) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

ア 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」

イ 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成9年2月5日）」

ウ 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

## 第20節 公共土木施設等の応急対策

道路、河川、海岸等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、市は、これらの施設管理者及び関係機関と協力し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧を図る。

### 1 道路施設

#### (1) 応急措置

市は、他の道路管理者又は公安委員会と連絡し、被災した道路の橋梁、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講ずる。

#### (2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、関係機関の協力を得て応急工事を施工する。

#### (3) 道路交通に支障となる物件

市は、他の道路管理者と連携し、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。〈本章第24節「障害物の除去」参照〉

### 2 河川、海岸等施設

#### (1) 応急措置

市は、海上保安部等と連携し、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、速やかに漁業協同組合など関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、水防計画等に基づき、水防管理者（市長）は、施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

#### (2) 応急復旧

市は、次の応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の措置をとる。

ア 緊急海上輸送の支援

イ 水防上危険であると思われる箇所の水防活動の実施

### 3 公園、緑地施設

#### (1) 応急措置

市は、災害が発生したときには、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

#### (2) 応急復旧

避難地となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

#### 4 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

市は、水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて市民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

#### 5 林地、林業用施設

(1) 応急措置

市は、林道等が被災した場合は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて市民に広報する。

(2) 応急復旧

林道及び林業施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

#### 6 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

## 第21節 給水活動

市は、災害により水道施設が断水し、又は汚染されて飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

### 1 給水対策本部の設置、運営

市は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、県及び(一社)日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

#### (1) 給水用資機材の確保

- ア 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。
- イ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- ウ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

#### (2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等について、正確かつ迅速に収集伝達する。

### 2 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市は、県及び自主防災組織の協力を得て、給水活動を実施する。

#### (1) 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- ア 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- イ 以後、応急体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等に供給拠点を拡大する。
- ウ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

#### (2) 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3リットル/人・日	おおむね 1km	耐震性貯水槽、 タンク車
災害発生から10日まで (さらに炊事、洗濯等に 必要な水量)	20リットル/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近 の仮設給水栓
災害発生から21日まで (さらに最小限の浴用、洗 濯等に必要な水量)	100リットル/人・日	おおむね 100m	配水支線上の 仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250リットル/人・日	おおむね 10m	仮配管からの 各戸共同栓

(3) 応援要請

ア 市が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、被災市町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

(ア) 給水に必要なとする人員数

(イ) 給水に必要なとする期間及び給水量

(ウ) 給水する場所

(エ) 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

イ 緊急時に、井戸水、湧き水及び防火水槽等の水を飲料水として使用する場合は、その適否の検査を県に依頼する。また、必要なときは、職員の派遣を要請する。

ウ 自主防災組織に対し、次の事項について協力を要請する。

(ア) 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

(イ) 飲料水の運搬配分等市の実施する応急給水に協力する。

### 3 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、＜本章第16節「災害救助法の適用」＞による。

## 第22節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市では、日本赤十字社や食生活改善推進委員をはじめ、関係機関と連携し、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

### 1 食料需要の把握

市は、備蓄食料の確保状況を確認するとともに、速やかに食料供給規模を決めるための需要を予測し、食料の調達が必要な量を把握する。なお、供給食料及び一人当たりの供給数量は次項「2 食料の供給」に基づく。

### 2 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

#### (1) 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

- ア 被災者・・・炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- イ 応急供給受給者・・・災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ウ 災害救助従事者・・・災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に対して供給を行う必要がある場合

#### (2) 供給食料

米穀（米飯含む）、非常用乾パン等の主食のほか、必要に応じて副食及び調味料についても供給するよう配慮する。乳幼児については、粉ミルク等を確保し、供給する。

#### (3) 供給数量

供給数量の目安は、1人1食あたり精米 300 グラムとする。なお、乾パンの場合は、1包（100 グラム入り）とする。

### 3 食料の調達

#### (1) 主食（米穀）

米穀の調達に向け、市は、石川かほく農業協同組合や農家、市内の小売業者との連絡調整を図りながら調達する。必要数量が確保できない場合は、知事に要請する。

(2) 副食、調味料

ア 副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが、市内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、知事にそのあつせんを依頼する。

イ 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

(ア) 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

(イ) 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

(ウ) 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

(3) 食料の応急供給

市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省に調達要請を行う。

## 4 炊き出しの実施

(1) 市は、原則として、指定避難所において炊き出しを行うものとするが、必要に応じ災害場所で行う。このほか、学校給食施設等へ状況に応じて依頼するほか、炊き出しの実施には、関係者団体に要請し、協力しながら行う。

(2) 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

(3) また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあつせんを要請する。

(4) 炊き出し用の副食物は、市内の関係機関と常に連絡を保ち、必要のある場合は直ちに調達できるようにしておく。

(5) 記録等

炊き出しの状況（場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア 炊き出し受給者名簿

イ 食料品現品給与簿

ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

## 5 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

## 6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、＜本章第16節「災害救助法の適用」＞による。

## 第23節 生活必需品の供給

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他の生活必需品等をそう失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や毛布等の早急な給与が必要である。

このため市は、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 1 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他医療品及び生活必需品をそう失し、又はき損した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 2 支給品目

市は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

種類	品目
寝具	毛布、布団、マット等
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊事用具	なべ、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶わん、汁わん、皿、箸等
日用品	懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
その他	紙オムツ、風邪薬等、AM/FM ラジオ等

### 3 給与又は貸与の方法

#### (1) 物資の購入

ア 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量を判断する。

- (ア) 被災者や避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設の被災状況

- イ 市は、衣類等生活必需品は、被災状況物資の種類、数量等を勘案のうえ市内又は近隣市町の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入する。
- (2) 救護物資の集積場所  
救護物資の集積場所は、かほく市河北台健民体育館とする。ただし、災害の程度・被災地により変更することがある。
- (3) 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者  
ア 物資の給与又は貸与の支給責任者は、市長とする。  
イ 支給責任者は、民生・児童委員及び住民組織等の協力を得て、被災者に公平に配布する。  
ウ 被災者が多数発生した場合は、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を図る。
- (4) 給与又は貸与の記録等  
給与物資はその受払の記録を物資受払簿に記載する。

#### 4 輸送

- (1) 輸送方法は、貨物自動車による陸上輸送を主とし、必要に応じて鉄道、船舶やヘリコプター等も利用できるよう国、県、輸送事業者等に要請する。
- (2) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被災地までの運送を要請する。

#### 5 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

- (1) 市は、緊急輸送道路ネットワーク、空港、港湾等との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- (2) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- (3) 市は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。

#### 6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、＜本章第16節「災害救助法の適用」＞による。

## 第24節 障害物の除去

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、市は、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

### 1 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

### 2 障害物除去の実施

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設業者の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊密な応急措置の実施上やむをえない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

### 3 除去した障害物の集積場所の指定

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適切な場所とする。
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応する適切な場所とする。
- (3) 船舶航行の障害にならないよう考慮する。

### 4 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

#### (1) 湛水排除

市の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市または土地改良区など関係機関が排除する。災害の規模が大きく、市が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

#### (2) 堆積土砂

被災地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は市の指定する場所まで搬出し、集積土砂は市が運搬廃棄する。

#### (3) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

### 5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、<本章第16節「災害救助法の適用」>による。

## 6 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

## 7 障害物除去に関する応援要請

障害物の除去について、市が自らの体制では困難な場合は、近隣市町に協力要請を行う。

## 第25節 輸送手段の確保

市は、災害時における応急対策を実施するにあたり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、近隣市町等の広域応援等により緊急輸送体制を確保する。

### 1 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

### 2 緊急輸送体制の確立

市は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を構築する。

#### (1) 陸路輸送

陸路による輸送は、原則として市所有車両を使用するが、市所有車両による応急措置の輸送力を確保できないときは、運送事業者等により確保する。

#### (2) 鉄道輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（西日本旅客鉄道(株)金沢支社）に要請し、輸送力を確保する。

#### (3) 航空輸送

交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、県消防防災ヘリコプターの出動を要請するほか、自衛隊及び海上保安部に対して、下記のア～エまでを明らかにして、知事にヘリコプターの派遣要請を行う。

- ア 派遣を必要とする理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を必要とする場所、資機材
- エ その他必要な事項

#### (4) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

### 3 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、＜本章第16節「災害救助法の適用」＞による。

## 第26節 こころのケア活動

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により精神的ショックを受けた市民や、避難所において精神的ストレスを受けている市民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、市は、県、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員等と連携して精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

### 1 実施体制

- (1) 市は、避難所に精神科救護所を設置する。
- (2) 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市は円滑に実施できるよう協力する。

### 2 精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制

県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣することとなっており、市、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、県に精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣を要請し、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応を行う。

### 3 精神保健医療班の活動

- (1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供  
精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。
- (2) 被災者に対する精神相談の実施  
家族、家屋、家財を失った被災者の精神的ショックや避難所生活に対するストレス等に対して精神相談を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。
- (3) 被災児童に対する精神相談の実施  
災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。
- (4) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施  
高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

## 第27節 防疫、保健衛生活動

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため市は、感染症や食中毒の発生予防のために必要な被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

また、避難者の健康管理、避難生活における生活環境の衛生対策を行う。

### 1 実施体制の確立

#### (1) 防疫班の編成

ア 市は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応を実施する。

イ 市は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ 市は、防疫活動の実施にあたって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ 市は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

オ 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

キ 県が防疫、保健衛生活動が必要と認めて実施する際には、市はこれに協力する。

### 2 避難所の防疫活動

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となるおそれがあるので、市は、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

また避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

### 3 防疫用資材の備蓄、調達

市は、防疫用資材の備蓄を行う。防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、市内の医薬品等の調達先<資料編7-3>から調達するほか、県に対して調達を要請する。

### 4 ペット動物の保護対策

#### (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

#### (2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

## 第28節 ボランティア活動の支援

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災地のニーズ把握やボランティアの募集及び受入れ、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動の円滑な実施を図る。

### 1 ボランティアの受入れ

#### (1) 災害対策ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したときは、県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う、災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。

ボランティア本部の構成員は、県民ボランティアセンター、石川県社会福祉協議会の各職員及び日本赤十字社石川県支部の職員等（防災ボランティアリーダー等を含む。）とし、状況に応じて、ボランティア団体の代表者を加える。

#### (2) 災害対策ボランティア現地本部（かほく市災害ボランティアセンター）の設置

ボランティア本部が設置されたときは、市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を設置する。

また、市は、県や社会福祉協議会と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

#### (3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

#### (4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

市は、ボランティア現地本部が設置されたとき、県及び日本赤十字社等と連携・調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

### 2 ボランティア現地本部の機能

#### (1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況、被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応じる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、県、市日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的にを行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

### 3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

なお、市の備蓄品で不足する場合は、県民ボランティアセンターに物品の支援を要請する。

## 第29節 し尿、生活ごみ、がれき等の処理

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、市は、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。

### 1 実施体制の確立

#### (1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として市が実施するが、事務所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市長の指示により実施する。

#### (2) 近隣市町又は県への応援要請

ア 市の被害が甚大で自ら処置が不可能な場合は、県に連絡して近隣市町又は県の応援を求めて実施する。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考に、あらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておくよう努める。

ウ また、近隣の市町及び廃棄物関係団体等との次の事項を調整し、災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

(ア) し尿処理（仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車両台数、し尿収集運搬車両台数と人員、し尿受入先）

(イ) 生活ごみの処理（収集運搬車両台数と人員数、処理受入先）

(ウ) がれきの処理・処分

(エ) 応援者の宿泊場所等の確保

### 2 災害の状況把握

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

(1) 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況

(2) 避難所箇所及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法

(3) 生活ごみの発生見込み量及び処理方法

(4) 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

### 3 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

#### (1) 一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車両により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

**4 災害時における廃棄物の処理目標**

市長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処理する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

(1) し尿の収集処理量

し尿発生量 1.34 リットル／人日

①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

(2) 生活ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 1,012 g／人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.54 トン／棟

①避難所からのごみの発生量＋②市民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

(3) がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.41 トン／㎡

火事残渣がれき発生量 60 トン／棟

①解体建築物のがれきの発生量＋②火事残渣のがれきの発生量＝要総処理量

**がれき発生量**

	可燃物	不燃物	計
木造	0.2 t	0.5 t	0.7 t
鉄筋コンクリート造 (RC)	0.1 t	1.0 t	1.1 t
鉄骨造	0.1 t	0.6 t	0.7 t

(4) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

## 5 し尿及びごみの処理活動

### (1) し尿の収集処分の方法

- ア 運搬車、汲取車によることができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布するほか、運搬車による運搬が可能な場所にポリ容器等を配置する。
- イ 被災地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合には、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、とりあえずの措置として便槽内容の1/5～1/4程度の汲み取りを全戸について実施する。
- ウ 収集したし尿は、河北郡市浄化センターにおいて、衛生的に処分する。

### (2) ごみの収集処分の方法

- ア 発生したごみの収集は、清掃車のほか、必要車両を確保し実施する。
- イ 食物の残廃物を優先的に収集する。
- ウ 清掃車の運行が不能な地域については、各戸に準備されたビニール袋等により、衛生的に一時蓄えるものとし、清掃車の運行可能な地点まで持ち出しを依頼するものとし、収集日は事前に町内会長、区長に連絡する。
- エ 収集したごみは、河北郡市クリーンセンターもしくは最終処分場のほか、市の指定する場所において処分する。

#### ごみ・し尿処理場

施設名	管理者	処理能力	処理方法
河北郡市クリーンセンター TEL 076-288-4545	河北郡市広域 事務組合 TEL 076-288-4545	R 113t/16h 熱 6.5t/16h	RDF製造施設 流動床式焼却炉
河北郡市浄化センター TEL 076-288-4545		24.5 kl/日	下水投入施設(固液分離 +希釈調整)

## 6 野外仮設トイレの設置

### (1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等の調達体制を整備しておく。

### (2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置にあたっては、立地条件を配慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所を選ぶとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖にあたっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

### (3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレ設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

## 7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

### (1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

### (2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

### (3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

### (4) 掃除義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

### (5) 廃棄物の最終処分

収集、搬出した生活ごみの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめ、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなど、環境衛生上支障のない方法で行う。し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて埋立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。

### (6) 応急汚物容器の確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な汚物容器を配布する。

### (7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

## 第30節 住宅の応急対策

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、被災者の住生活の安定を確保する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

### 1 実施体制の確立

#### (1) 被災建築物応急危険度判定士による使用の適否判定

市は、被災建築物応急危険度判定士等の協力を得て、住宅に破損等が見られる場合は、使用の適否を判断し、家屋倒壊等による二次災害を防止する。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

#### (2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

#### (3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

#### (4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、また被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(5) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

## 2 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、＜本章第16節「災害救助法の適用」＞による。

## 3 住宅確保等の方法の周知

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。市は、これらの内容を市民に広報し周知を図る。

対策種別及び順位		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借 用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
(2) 一般公営住宅の建設		一般公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- 3 「住宅の補修」のうち2の(1)の融資及び3の修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- 4 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

#### 4 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、都市建設課が担当し、原則として競争入札による請負とする。
- (2) 建設資材の調達  
応急仮設住宅の建築等に必要な建設資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。
- (3) 建築技術者の確保  
応急仮設住宅の建築等に必要な建築技術者について、市内の建設関係業者と協議し、必要があると認めるときは、確保する。市内で確保できない場合は、知事にあっせんを要請する。

## 第31節 文教対策

市教育委員会は、学校長と連携し、以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。  
また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

### 1 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じ教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合は、教育活動を行える体制を整える。

### 2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校・幼稚園等の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

### 3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 市民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、市民に対して周知徹底を図るよう指導する。

## 4 応急教育計画

- (1) 学習に関する教育内容
  - ア 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
  - イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
- (2) 健康・衛生に関する指導
  - ア 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導
  - イ 衣類、寝具の衛生指導
  - ウ 住居、便所等の衛生指導
  - エ 入浴等身体の衛生指導
- (3) 生活指導
  - ア 児童生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。
  - イ 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。
  - ウ 医療救護チーム、医師会等専門家と連携し、児童生徒の心のケア対策を行う。

## 5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保  
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を講ずる。
- (2) 登下校時の安全確保  
情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童生徒の安否確認  
在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
- (4) 被災した児童生徒の健康保健管理  
身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

## 6 学用品の調達及び給与

市は、学用品について、次のとおりの調達及び給与を行う。

- (1) 給与の対象  
災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
- (2) 給与の期間  
災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内。
- (3) 調達の方法  
災害救助法の適用の有無に係わらず、本部長は調達を指示し、指定業者から調達する。

(4) 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

## 7 給食措置

学校給食については、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

また、市は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

## 8 保健衛生

市教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章第28節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

ア 市は、災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

イ 施設内の児童生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、養護教諭等が当たる。重傷者がある場合は、病院に搬送する。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

## 9 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

## 10 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市の防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

## 11 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から市内の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果について市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、県への派遣要請等により十分な人員を確保する。

## 第32節 農林水産物災害応急対策

市は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

### 1 農作物関係対策

#### (1) 水稲改植用苗の確保

市は、水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、被災地向け改植用苗の補給を県及び石川かほく農業協同組合に要請する等、水稲の再生産を確保するための措置を講ずる。

#### (2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される水稲の病虫害防除の対策は、次による。

##### ア 防除の指示及び実施

県の指示により、市産業振興課及び石川かほく農協が連携して、病虫害防除班を編成し防除を実施する。

##### イ 防除指導の要請

県は、特に必要があると認めるときは、病虫害防除指導班を編成して、現地の特別指導を行うこととなっており、市は被害状況に応じて県に要請を行う。

##### ウ 防除器具の確保

市は、市内の防除器具を整備、把握し、必要に応じて、緊急防除の実施に際して集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

## 2 畜産関係対策

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講ずる。

### (1) 家畜の防疫及び診察

県は、災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、市、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会等の協力のもとに、家畜防疫班、家畜診療班、消毒班を組織し、次の必要な防疫を実施することになっている。

#### ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の火葬場もしくは死亡獣畜取扱場において、焼却又は埋却する。

#### イ 被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、防疫班を被災地に派遣し、必要な措置を実施する。

#### ウ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜防疫班及び消毒班を現地に派遣し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

#### エ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、家畜診療班の派遣を要請する。

### (2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、市は、必要があるときは避難所の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画しておく。

### (3) 飼料の確保

市は、災害等により飼料の確保が困難になったときは、県に政府所有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、石川県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要数量の確保及び供給について、あっせんを要請する。

## 3 林産関係対策

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、市は、関係者に対して次の措置を講ずるよう指導する。

(1) 豪雨に際しては、伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。

(2) 台風等による立木の倒壊があった場合には、早急にこれを林地外に搬出し、整理して、病虫害発生の予防措置をとるよう努める。

### 第33節 除雪計画

行政と住民参加による地域ぐるみの除雪体制の強化を図り、市民生活の安全確保を推進する。

また、冬期道路交通の確保を図るため、国道・県道・隣接市町間を結ぶ道路及び主要幹線道路において関係機関と連携を強化し、除排雪の効率化に努める。

なお、除雪対策の詳細は、当該年度「かほく市除雪計画書」に定める。

#### 1 組織

- (1) 道路除雪を実施するため、除雪対策本部及び除雪実施部を設置する。
- (2) 平常の道路除雪は、かほく市産業建設部都市建設課において行う。
- (3) 除雪対策本部及び除雪実施部の組織、設置場所は次のとおりとする。

名 称	組 織	設置場所
除雪対策本部	本部長	市 長
	副本部長	副 市 長
	本部組織	本部長が命じた者
除雪実施部	実施部長	産業建設部長
	実施部責任者	都市建設課長
	実施部職員	産業建設部職員

- (4) 本部長は、本部事務を総括し、本部職員及び実施部長を指揮監督する。
- (5) 実施部長は、本部長の命を受け、実施部職員を指揮監督し、管内の道路除雪を実施する。
- (6) 除雪対策本部及び除雪実施部の設置期間は、各年12月1日から翌年3月31日までとする。  
ただし、本部長が気象状況等により必要と認めるときは、この期間を変更することができる。
- (7) 除雪体制が警戒体制から緊急体制に移行し、本計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、除雪対策本部はその指揮下に入るものとする。  
また、県職員を情報連絡員として受け入れ、さらなる情報収集・連携強化を図る。

#### 2 除雪体制

- (1) 除雪体制は、次のとおりとする。

除雪体制	体 制 の 基 準	作 業 内 容
平常体制	降雪量が概ね10 cmに達し、実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雪等の情報収集</li> <li>・除雪車を主体とした除雪</li> <li>・注意体制へ移行のための準備</li> </ul>
注意体制	大雪注意報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集の強化</li> <li>・除雪作業の開始</li> <li>・雪捨場の開設</li> <li>・警戒体制へ移行のための準備</li> </ul>
警戒体制	大雪警報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除排雪作業の強化</li> <li>・臨時雪捨場の確保</li> <li>・緊急体制へ移行のための準備</li> </ul>
緊急体制	大雪特別警報が発表されたとき、又は積雪深が50 cmを超え、今後の気象状況により被害の拡大が予測され、本部長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部へ移行</li> </ul>

### 3 除雪路線

除雪路線は、車両交通量・物資の輸送・民生の安定・その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分により決定する。

区 分	除 雪 目 標	摘 要
第1次	2車線以上の幅員確保を原則とし、常時交通を確保する。	主要幹線市道・通学路・バス路線
第2次	車線幅員確保を原則とする。	一般市道
第3次	生活道路の確保を原則とする	位置指定道路等

※第3次路線（生活道路）の除雪は、積雪量が20 cmを超え、本部長が防災上必要と認めた時に実施するものとする。但し、1次・2次路線及び市公共施設の除雪が完了後に除雪を行うものとする。

### 4 除雪実施の準備

実施部長は、除雪作業を円滑に行うため除雪開始時期までに以下の体制を整えておかなければならない。

- (1) 除雪を実施するための組織を設置する。
- (2) 管内除雪計画路線と隣接町が管理する道路、国土交通省及び県が管理する道路等が接する地点の除雪が円滑に行われるよう、あらかじめ関係機関と十分連絡協議する。
- (3) 除雪機械及び除雪機械付属部品等を点検整備し、降雪時には即時出動できる態勢を整えておくとともに、除雪機械等が損傷したときは迅速確実に修理できるよう準備する。
- (4) 民間除雪機械の借上げを行う場合の運転要員及び民間除雪機械の保有状況等について実態を把握し、委託契約を締結する等、民間の協力体制を確立する。
- (5) 除雪作業の危険防止及び歩行目標確認のため、除雪路線に必要な箇所にスノーポール等を設置する。
- (6) 道路占用工事については、降雪期間中、許可及び承認を控えるよう指導する。やむを得ず申請を許可する場合は、占用者と占用工事区間の除雪作業を含む維持管理等について調整を行うものとする。

## 5 除雪作業と出動基準

(1) 除雪作業と出動基準は、次のとおりとする。

作業項目	出動基準	作業内容
新雪除雪	新たな新雪が概ね 10 cmに達したとき。又は、実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	除雪ドーザー、タイヤショベルを主体とした作業とし、新雪等を路肩等へ除去し、道路交通を確保する。
路面整正	1 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断されるとき。 2 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のあるとき。	除雪ドーザー等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため、また、安全走行を確保するため、圧雪がゆるみかけた時点（日中）での早期取組が必要。
圧雪処理	気温の変化や通行車により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。	
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路肩の雪が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。	除雪ドーザー等により、雪堤をさらに押しつける作業を行う。
運搬排雪	拡幅除雪が難しい人家連坦部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。	路肩の雪をバックホウ等によりダンプトラックに積み込んで捨てる作業。
消融雪施設装置	路面に積雪等を確認したとき、また、降雪により路面上に積雪が生じる恐れがあるとき。	地下水や河川水等で路面上の雪を排除。

(2) 路面凍結防止には降雪の有無にかかわらず、低温にて路面凍結が予測される場合に凍結防止剤を散布する作業で、交通安全の確保を図ることを目的として、指定の箇所を散布する。

(3) 運搬排雪は、市街地・幅員狭い路線・交差点・橋梁等で路肩に除雪することが困難な箇所について実施し、次の事項に留意し効率的に行うものとする。

ア 沿道条件・交通量・気象条件・市民の協力体制、運搬排雪作業条件の調査

イ 排雪時期及び雪捨場の選定

ウ 排雪運搬機械の機種及び台数の調査決定

エ 所管警察署への交通整理の依頼

オ 沿道市民及び一般通行車両（人）に対する広報及び協力の要請

(4) 市街地の除排雪（人家連坦地区の除排雪）は、消防活動、民生安定上極めて重要であり、除排雪を実施するにあたっては迅速かつ的確に行うとともに、次の事項に留意し効率的に行うものとする。

ア 降雪が続き沿道家屋の屋根雪下ろしが必要なときは、事前に関係機関と協議するとともに、町会長・区長を通じ当該屋根雪おろしを一斉に実施するよう要請するものとし、屋根雪おろしが完了した後、道路の除排雪を行う。

イ 道路の除排雪作業が完了した後に、屋根雪おろしが行われたため、交通に支障が生じた場合は、町会長・区長を通じ当該屋根雪おろしをした市民に対し、後始末を行うよう要請する。

ウ 雪捨場を選定するときは、事前に関係機関と協議するとともに、沿道市民に対し雪捨場の位置を周知させる措置を講ずる。

(5) かほく市では雪捨て場所として下表の場所を指定し、除雪期間中は常時設置する。また、その箇所に看板を設置し広報する。

雪捨て場には注意体制に入った時点で、雪を処理する専用ブルドーザー等を配置する。

雪捨場指定箇所

	設置位置	備 考
かほく市	中沼大橋詰	大海川 右岸上下流
	高松海岸	高松 I C 付近
	くどき川	高松（北新町）
	七塚海岸	木津（木津やすらぎトイレ付近）
	七塚中央公園東駐車場	遠塚
	宇ノ気陸上競技場北側駐車場	下山田
	内日角橋詰付近	市有地敷地内

(6) 効率的な除雪作業を実施するため、適宜、除雪路線のパトロールを実施し、路面状況の確認を的確に行うものとする。

(7) 歩道除雪は、「かほく市雪みち計画」に基づき実施する。

歩道上の積雪を地域住民の協力により小型除雪機等で排除雪する作業で、降積雪状況に応じ、適宜実施するよう努める。

対象は原則として、スクールゾーン及び通学絡、J R 駅周辺や国道・県道の人家連坦区間を対象とする。作業の実施は歩道上が長靴・防寒靴で歩行出来ない状態となった時とする。降雪状況を観察しながら、天候がほぼ安定したときに実施する。

## 6 除雪についての注意事項

### (1) 除雪業者の責務

- ア 除雪を行う場合は、路面を破損させないように注意すること。
- イ 除雪機械がJR踏切を横断する場合は、軌道・架線に支障を及ぼさないよう適切な処置をすること。

### (2) 各町会・区の役割

- ア 降雪期においては、道路に除雪の障害となる自動車等を放置しないこと。当該物件がある場合は、事前に各町会・区において、責任をもって処理すること。
- イ 火災時を考慮し、消火栓及び消防水利の場所の除雪を特に注意し、常に関係町会・区において、除雪を実施すること。
- ウ 降積雪時には、駐車禁止区間以外の道路上にも駐車しないよう周知を図ること。
- エ 降雪により竹木等が道路に倒伏した場合は、関係町会長・区長と協議し除去する。また、事前に倒伏する恐れがある竹木等に関しては、降雪期以前にあらかじめ処理すること。
- オ 除雪後は、関係町会・区において路面の維持に努力するとともに、水はけの悪い場所については、水切りを設ける等、排水に十分注意すること。

## 7 関係機関との協力体制の整備

実施部責任者は、除雪作業を円滑効果的に行うため、次により関係機関との協力体制を整備するものとする。

- (1) 関係市町との連絡を密にし、情報の交換及び道路情報案内板の操作等に協力し合うこと。
- (2) 津幡警察署と除雪実施計画について協議し、路上駐車及び路上放置物件の取締り、その他除雪作業に必要な事項について協力を要請すること。

## 8 情報の収集

- (1) 実施部責任者は、气象台・雪量観測所・気象観測機関との連絡を密にし、気象情報及び観測記録等除雪作業に必要な資料を収集するものとする。
- (2) 実施部責任者は、県、隣接市町、区長、市民等の協力を得て除雪路線の道路状況について、的確な情報の収集に努めるものとする。

## 9 異常降積雪時における対応（警戒体制以降）

- (1) 実施部長は、あらかじめ警戒体制以降の職員の業務分担、除雪機械配備、情報連携体制を定めておくものとする。
- (2) 実施部責任者は、降積雪状況に応じ雪捨場を開設し、運搬排雪の準備、実施をするものとする。
- (3) 運搬排雪作業や路面状況等により事故の危険性があるときには、津幡警察署と協議し、通行規制等を実施するものとする。

## 10 市民協力を得るための広報活動の実施

市の広報及びホームページ、メール、ケーブルテレビ等を通じて市民に対し降雪期前の除雪に対する下記注意事項等を広く啓発する。

- (1) 冬期間における路上駐車禁止
- (2) 道路への排雪禁止
- (3) 地域内除雪に伴う雪置き場の提供を呼びかける
- (4) 大切な構造物等への赤旗等の設置を呼びかける
- (5) 降雪期には公共交通機関の利用を呼びかける
- (6) ゴミ出しは、所定の時間・場所への徹底を呼びかける
- (7) 冬用タイヤ早期装着を呼びかける
- (8) 庭木等の剪定を呼びかける

## 第4章 復旧・復興計画



## 第4章 復旧・復興計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 公共施設災害の復旧	1 災害復旧事業計画	全部局	189
	2 復旧事業の方針		189
	3 職員の確保		190
	4 市災害復旧事業		190
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	1 助成制度の周知	財政課、会計課	191
	2 激甚災害の早期指定		191
	3 激甚災害指定の手続き		191
第3節 被災者への融資、支給	1 農林漁業制度金融の確保	防災環境対策課、健康福祉課、産業振興課	193
	2 中小企業融資の確保		193
	3 住宅金融支援機構資金のあつせん		194
	4 生活福祉資金の貸付		194
	5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付		194
	6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付		194
	7 被災者生活再建支援金の支給		194
	8 制度の周知		194
第4節 被災者の生活確保のための緊急措置	1 被災者台帳の作成	総務課、税務課、防災環境対策課、市民生活課、都市建設課、産業振興課	195
	2 生活相談		195
	3 こころのケア活動の継続		195
	4 罹災証明の交付		195
	5 被災者に対する職業あつせん		199
	6 国税等の徴収猶予及び減免の措置		199
	7 公営住宅等の整備		199
	8 国有財産の無償借受等		199
	9 災害廃棄物の処理等		199
第5節 災害義援金及び義援物資の配分	1 義援物資の募集	総務課、財政課、会計課	200
	2 受付		200
	3 配分		200
	4 輸送		200
	5 義援物資保管場所		200
第6節 復興計画	1 基本方向の決定	全部局	201
	2 計画的復興の進め方		201

## 第1節 公共施設災害の復旧

市は、災害により被災した公共施設の災害復旧について、応急措置を講じた後に県、関係機関と連携し、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

### 1 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - カ 急傾斜地崩れ防止施設災害復旧事業計画
  - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
  - ケ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

### 2 復旧事業の方針

- (1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため市は、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

- (2) 災害復旧事業計画の作成

市は、県の協力を得て、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。

- (3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるようにする。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発生防止に留意する。また、速やかに効果が上がるように国、県など関係機関との十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置する。

(6) 小規模災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害発生のおそれがあると認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる。

### 3 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたとき、市は、県及び近隣市町に応援を求めて職員の確保を図る。

### 4 市災害復旧事業

市において職員の不足を生ずるときは、被災を免れたほかの市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

## 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業は、知事の報告その他市が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、市は、関係機関に協力を要請し、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

### 1 助成制度の周知

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し又は補助する事業は、次のとおりである。市はこれらの制度について周知を図る。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公共学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

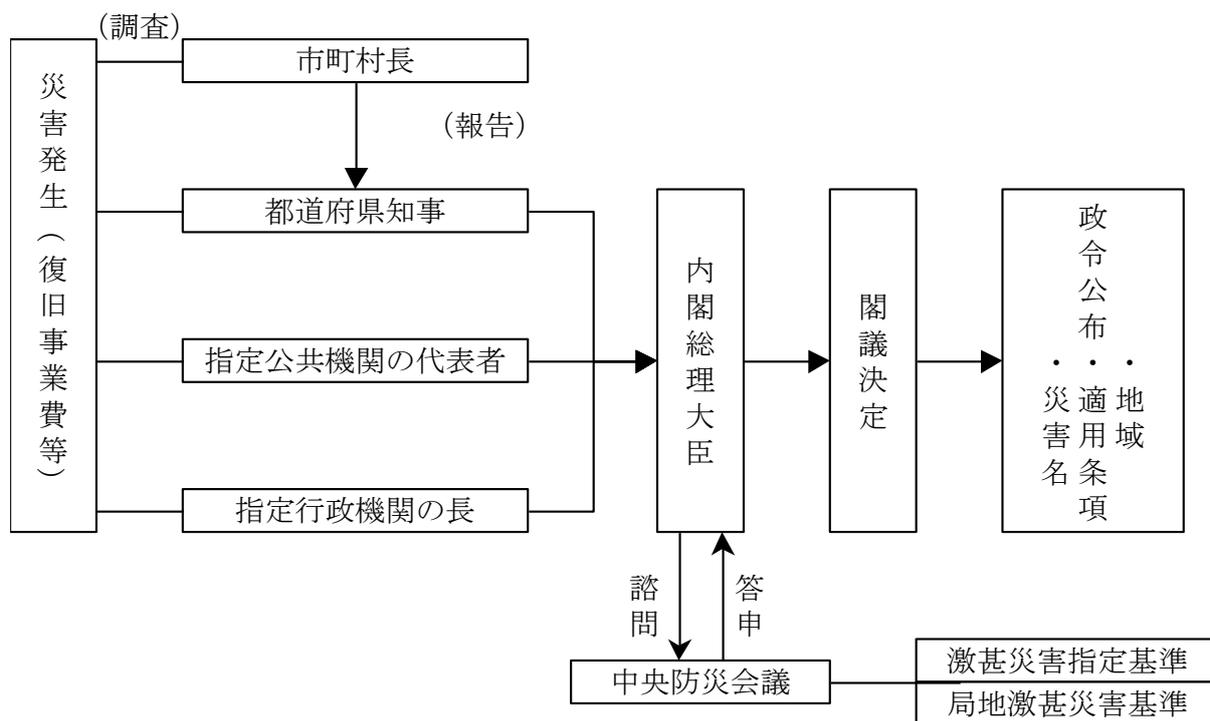
### 2 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

### 3 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。〈激甚災害指定基準等は資料編12-1参照〉

激甚災害の指定手順



### 第3節 被災者への融資、支給

市は、災害発生後の市民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。〈各制度の詳細は資料編 12-2 参照〉

#### 1 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対する農林漁業災害復旧資金の融資及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。また、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給等を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する(株)日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期間の延期措置の指導あっせんを行う。

#### 2 中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて早期に経営の安定を得られるようにするため、次の措置を講ずることとなっており、市は、制度の周知と活用の促進を図る。

- (1) (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

### 3 住宅金融支援機構資金のあっせん

#### (1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

#### (2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

### 4 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、県社会福祉協議会と協力して、生活福祉資金の貸付を行う。

### 5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、市は、貸付制度の周知を図るとともに、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

### 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯に対して、災害救護資金の貸付を行う。

### 7 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

### 8 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

## 第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、市民を極度の混乱におとしいれることとなる。

このため、市は、県及び防災関係機関等と相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復を図るものとする。

### 1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

### 2 生活相談

ア 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応じる。

イ 市は、住宅再建に対する相談に対応するため、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

ウ 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 3 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な市民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市は県及び関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施するよう努める。

### 4 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。また、県は、市から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援するものとする。さらに県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、罹災証明について、市民への周知徹底に努める。

#### (1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、罹災届出証明で対応する。

ア 全壊、流出、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、部分焼、水汚損

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行う。ただし、火災による罹災証明は消防長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者、管理者及び一時滞在者の申請に基づき、市長又は消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

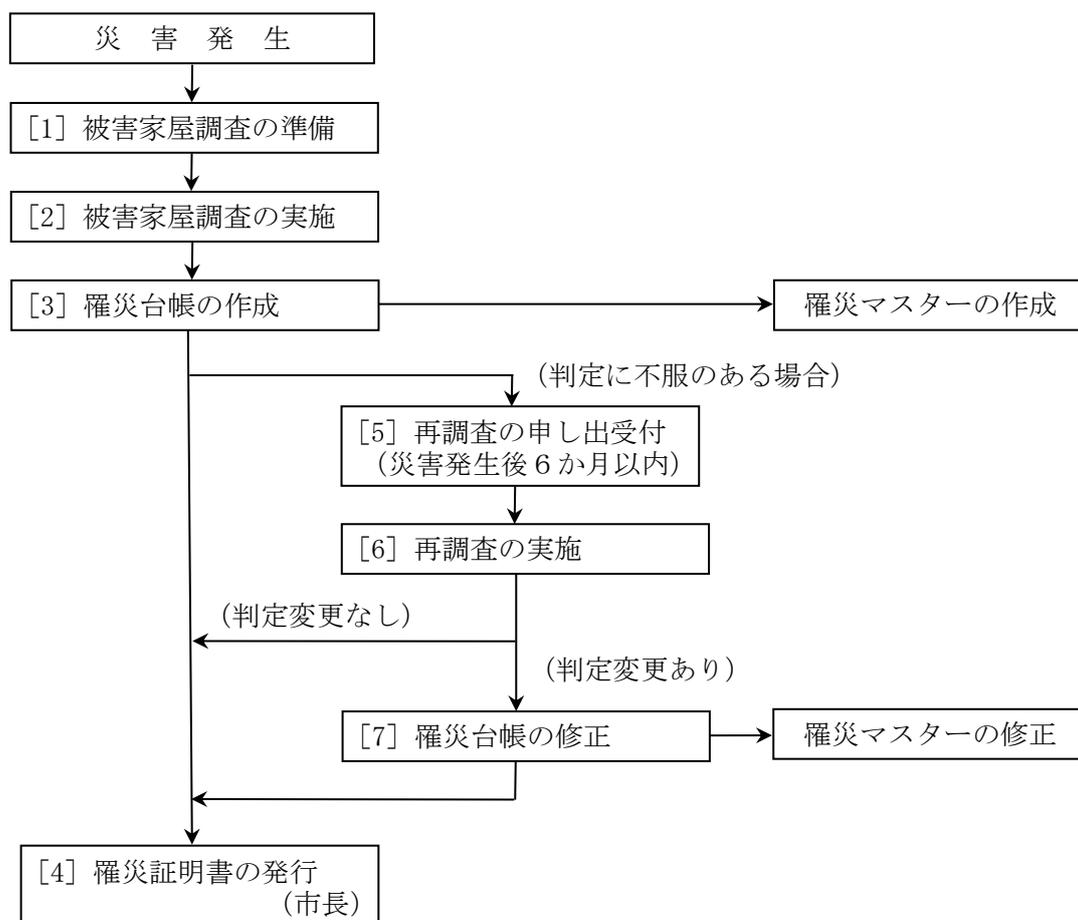
(4) 被災家屋の判定基準（(1) アに係るもの）

罹災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1か月以内の状況をもとに、「被害家屋損害割合判定表」を作成し行う。

(5) 罹災証明書発行事務処理要領

罹災証明は、次の発行フローにより発行する。

罹災証明書発行フロー（災害編）



【フローの説明】

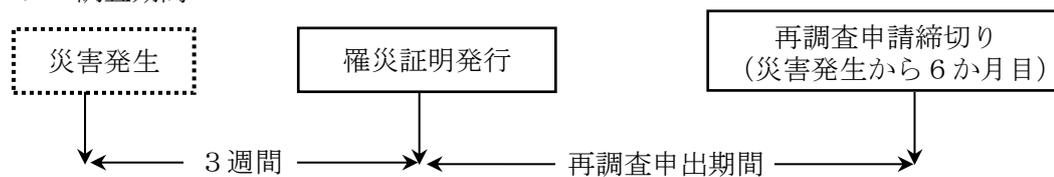
[1] 被害家屋調査の準備

災害発生後、被害家屋調査のための準備として、次の項目を実施する。

- ア 被災地域の航空写真の撮影準備
- イ 事前調査の実施調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握
- ウ 調査概要の検討及び全体計画の策定
- エ 調査員の確保
  - ・職員の確保、ボランティア建築士の協力要請、他都市への応援職員派遣要請、宿泊場所確保（災害対策本部長の指示必要）
- オ 調査備品等の準備
  - ・調査地図、携行品の調達、準備（住宅地図、調査票、傾斜計、コンベックス等）、調査地区割の検討、調査運搬車両の手配

[2] 被害家屋調査の実施

ア 調査期間



- ・ 航空写真の撮影
- ・ 第1次被害家屋調査 …………… 第2次被害家屋調査（再調査）……

イ 調査方法

- ・ 被災地の航空写真撮影（災害発生後2週間以内）  
市街地…1/1000、市街地以外…1/2500
- ・ 第1次被害家屋調査  
被害家屋を対象に、2人1組で外観から目視調査を実施
- ・ 第2次被害家屋調査（再調査）  
第1次調査の結果に不服があった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋を対象に、申し出に基づき、1棟ごとに内部立入調査を実施

ウ 調査体制

- ・ 調査員は、市職員及び必要に応じ他都市職員、建築士等のボランティアとする。
- ・ 調査員に対し、調査方法や判定基準等について統一研修を行い、2人1組体制で実施する。

[3] 罹災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「罹災台帳」を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

[4] 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請があった被災者に対し、罹災証明書を発行する。

[5] 再調査の申し出と再調査の実施

- ア 被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から6か月以内の期間であれば、再調査を申し出ることができる。
- イ 申し出があった家屋に対し、市は迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳及び罹災マスターのデータを訂正する。

(6) 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

- ア 罹災証明書の発行及び調査状況の進捗状況について、広報誌や報道機関等を通じて、被災者へ周知徹底を図る。
- イ 特に、災害発生後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達する必要がある。
- ウ 罹災証明書に関する相談窓口を設置し、罹災証明書の発行や再調査受付、相談を実施する。

(7) 火災による罹災証明書の発行

火災による罹災証明は、消防長が行う。

(8) 罹災証明書の申請期限

- ア 罹災証明書の申請期限は、災害発生日から6か月以内とする。ただし、一定規模以上の災害が発生した場合は、必要に応じて、市はその期限を延長するものとし、延長した場合は、速やかに広報を行い住民に周知を行うものとする。
- イ 災害の発生を確認できない場合、また建物の損害を目視で確認することが出来ない場合については、原則、申請書を受理しないものとする。ただし被害状況等を記録した写真等で判断できる場合はこの限りではない。

(9) 被災証明書

非住居用の建築物等の被害については被災証明書を交付する。その申請から交付については罹災証明書に準ずる。

## 5 被災者に対する職業あっせん

被災によりほかに転職を希望する者に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓し、また職業訓練を実施する等積極的に就職のあっせんを行うこととなっており、市もこれに協力する。

## 6 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等も含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 7 公営住宅等の整備

市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

## 8 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市は国に対し無償借受等の申請を行う。

## 9 災害廃棄物の処理等

(1) 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

## 第5節 災害義援金及び義援物資の配分

市は、県や関係機関と協力して、被災者あて委託された義援金及び義援物資について、被害状況に応じ、被災後に迅速に配分を行う。

### 1 義援物資の募集

市は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、市は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

### 2 受付

#### (1) 窓口の決定

市は、義援金の受付窓口を財政課、義援物資の受付窓口を管理課とし、報道機関等を通じて広く周知を図る。

#### (2) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

日本郵便㈱では、被災者の救助を行う地方自治体、日本赤十字社石川県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

#### (3) 受付及び管理

市は、贈られた義援金及び義援物資を受納し、配分が決定するまで保管する。

### 3 配分

#### (1) 配分委員会

市は、義援金の配分を決定するため、配分委員会を設置する。

#### (2) 配分

ア 配分委員会は、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

義援金及び義援物資の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

イ 義援金の使途についても勘案の上、関係機関等と十分協議して決める。

### 4 輸送

県に寄託された義援金及び義援物資については、義援金は市に送金し、義援物資は市が指定する集積場所<本編第3章第23節「生活必需品の供給」参照>まで輸送して引き渡すこととなっている。

市は、赤十字奉仕団等各種団体の協力を得て、寄託された義援金及び義援物資を被災者に配分する。

### 5 義援物資保管場所

義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておくよう努める。

## 第6節 復興計画

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりを進める。

### 1 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、市は、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

### 2 計画的復興の進め方

(1) 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行を図るため、市は、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 再度の災害防止により快適な生活環境を目指し、市は、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(5) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に都市計画決定等を要請することができる。県は、市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(6) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、県は必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

## 第 5 章 複合災害対策

## 第5章 複合災害対策

節	細節	ページ
第1節 基本方針		203
第2節 災害予防対策	1 情報の収集・連絡体制の整備	203
	2 複合災害を想定した訓練の実施	203
第3節 災害応急対策	1 情報の収集・連絡	203
	2 避難対策	204
	3 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	204
第4節 災害復旧対策		204

## 第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、かほく市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

## 第2節 災害予防対策

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

市及び各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、市及び各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

### 2 複合災害を想定した訓練の実施

市は、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて市民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第3節 災害応急対策

### 1 情報の収集・連絡

市は、県、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

## 2 避難対策

- (1) 市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

## 3 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、警察や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

## 第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、市地域防災計画の本編及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。